

# 第3期寄居町子ども・子育て スマイルプラン ＜令和7～11年度＞

～こども・若者を育み 子育て安心  
笑顔あふれる 寄居町～

令和7年3月

寄 居 町



## ごあいさつ

次代を担う子どもたちは、社会の希望や光であり、未来への活力となります。すべての子どもたちが個人として尊重され、笑顔で健やかに成長し、子育て家庭が安心して子育てできる社会の実現がすべての町民の願いでもあります。



国では、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするため、令和5年4月に新たな行政組織として子ども家庭庁を設立、同日に「子ども基本法」が施行されました。また、同年12月に策定されました「子ども大綱」により、次代の社会を担う全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「子どもまんなか社会」の実現を目指し、市町村子ども計画を策定するよう位置づけられました。

本町では、『第2期寄居町子ども・子育てスマイルプラン』の計画期間が終了することに伴い、今までのスマイルプランの次世代育成支援対策行動計画及び子ども・子育て支援事業計画を踏まえ、子ども大綱に基づく子ども計画、対象者を子どもから若者まで幅を広げた子ども・若者計画、さらに、子どもの貧困対策に関する計画を含めた総合的かつ複合的な子ども施策の計画として、「子ども・若者を育み 子育て安心 笑顔あふれる 寄居町」を基本理念とし、『第3期寄居町子ども・子育てスマイルプラン』を新たに策定いたしました。本計画を確実に展開、推進してまいりますので、町民の皆様のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご審議やご意見をいただきました寄居町子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、子ども・若者に対するヒアリング調査にご協力いただきました皆様、町議会議員の皆様及びアンケート調査等にご協力をいただきました町民の皆様に心より感謝申し上げます。

令和7年3月

寄居町長 峯岸克明



## 目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の性格・位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	3
4 計画の策定体制.....	4
(1) ニーズ調査の実施.....	4
(2) こども・若者の意見聴取の実施.....	4
(3) 庁内検討委員会.....	4
(4) 子ども・子育て会議.....	4
(5) パブリックコメントの実施.....	4
第2章 町の概況と施策の現状.....	5
1 町の概況.....	5
(1) 人口・世帯.....	5
(2) 少子化と将来人口の展望.....	6
(3) 人口動態の状況.....	7
(4) ひとり親世帯の状況.....	8
2 寄居町子ども・子育て支援に関するアンケート調査.....	9
(1) 調査の目的.....	9
(2) 調査の設計及び回収結果.....	9
(3) 調査結果の主なポイント.....	9
3 寄居町こども・若者に対するヒアリング調査.....	28
(1) 調査の目的.....	28
(2) 調査の設計.....	28
(3) 調査結果.....	28
4 次世代育成支援対策行動計画の事業評価.....	30
5 子ども・子育て支援事業の状況.....	31
(1) 親子のふれあいを深める機会の充実.....	31
(2) 親子が気軽に相談、交流できる場の提供.....	31
(3) 経済的支援の推進.....	31
6 「こどもまんなか社会」の実現に向けた課題.....	33
(1) 少子化社会対策.....	33
(2) 子ども・若者育成支援.....	33
(3) こどもの貧困対策.....	33
(4) 子ども・子育て支援.....	34
第3章 基本方針.....	35
1 基本理念.....	35

2	基本目標.....	36
	(1) 全てのこども・若者が健やかに育つまち【基本目標1】 .....	36
	(2) 安心して結婚・出産・子育てができるまち【基本目標2】 .....	36
	(3) 子育て家庭が笑顔で育児ができるまち【基本目標3】 .....	36
	(4) 「こどもまんなか」やさしさあふれるまち【基本目標4】 .....	36
	(5) 楽しくみんなで成長できる教育・保育を実現するまち (子ども・子育て支援事業計画)【基本目標5】 .....	36
3	施策の体系.....	37
第4章	施策の展開.....	38
	【基本目標1】 全てのこども・若者が健やかに育つまち.....	38
	基本施策(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体 での共有等.....	40
	基本施策(2) 多様な遊びや体験、活動できる機会づくり.....	41
	基本施策(3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供.....	45
	基本施策(4) こどもの貧困対策.....	48
	基本施策(5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援.....	49
	基本施策(6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤング ケアラーへの支援.....	51
	基本施策(7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者 を守る取り組み.....	54
	【基本目標2】 安心して結婚・出産・子育てができるまち.....	57
	基本施策(1) こどもの誕生前から幼児期までの取り組み.....	58
	基本施策(2) 学童期・思春期への取り組み.....	59
	基本施策(3) 青年期への取り組み.....	65
	【基本目標3】 子育て家庭が笑顔で育児ができるまち.....	67
	基本施策(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減.....	69
	基本施策(2) 保育サービスの質の向上.....	72
	基本施策(3) 相談・情報提供の充実.....	75
	基本施策(4) 共働き・共育ての推進.....	79
	基本施策(5) ひとり親家庭等への支援.....	82
	【基本目標4】 「こどもまんなか」やさしさあふれるまち.....	84
	基本施策(1) 子育てを支援する生活環境の整備.....	85
	基本施策(2) 子育て支援のネットワークづくり.....	86
	基本施策(3) 計画推進・進行管理体制の整備.....	88
	基本施策(4) 関係機関相互の連携促進.....	89
	【基本目標5】 楽しくみんなで成長できる教育・保育を実現するまち (子ども・子育て支援事業計画) .....	90
	基本施策(1) 教育・保育提供地域の設定.....	91

基本施策（２）量の見込みと質の確保.....	91
基本施策（３）成果目標.....	103
基本施策（４）教育・保育等の円滑な利用及び質の向上の取り組み...	104
資料編.....	105
1 寄居町子ども・子育て会議条例.....	105
2 寄居町子ども・子育て会議委員名簿（令和6年度）.....	107
3 寄居町子ども・子育てスマイルプラン策定庁内検討委員会設置要綱.....	108
4 計画策定の経過.....	110

【計画書の表記・取り扱い等】

※本計画書において、担当課名は令和7年3月末時点の表記、「こども家庭センター」は令和7年4月から運営開始として取り扱います。

※「こども」「子ども」の表記は、国の通知に基づく判断基準により、表記しています。



# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

国では、少子化対策の強化の一環として、次代を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境を社会全体で整備する時限法（令和6年改正で令和17年3月31日まで延長）として、次世代育成支援対策推進法が平成17年4月1日に施行され、国・自治体・事業者が次世代育成支援に係る目標を定めた行動計画を策定することとしています。また、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるため、子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法（以下、「法」という。）」「認定子ども園法の一部改正」「子ども・子育て支援法及び認定子ども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）に基づく「子ども・子育て支援制度」がつくられ、平成27年4月から開始されました。市町村では、国の基本指針に即して、5年を1期とする、市町村子ども・子育て支援事業計画を定めることとしています。また、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくため、こども家庭庁が新たに設置され、包括的な基本法として、「こども基本法」が令和4年6月に成立、令和5年4月より施行されました。このような背景のもと、埼玉県では、こども・若者の権利や子育てに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「埼玉県こども・若者基本条例」が令和6年10月に施行されました。

本町では、これまで次世代育成支援対策推進法に定める行動計画及び子ども・子育て支援法に定める事業計画の2つの計画をあわせもつ、寄居町子ども・子育てスマイルプラン、第1期計画（平成27年度～令和元年度）、第2期計画（令和2年度～令和6年度）を策定し、各種事業を展開してきました。今回の第3期計画（令和7年度～令和11年度）では、寄居町次世代育成支援対策行動計画及び寄居町子ども・子育て支援事業計画に、こども計画、子ども・若者計画、子どもの貧困対策計画等も含めた、こども施策に関する総合的な計画として、「第3期寄居町子ども・子育てスマイルプラン」を策定することとしました。

こども基本法の概要	
<b>目的</b>	日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、子どもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。
<b>基本理念</b>	① 全ての子どもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようすること ② 全ての子どもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること ③ 全ての子どもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること ④ 全ての子どもについて、年齢及び発達に応じて、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること ⑤ 子どもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難な子どもの養育環境の確保 ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備
<b>責務等</b>	○ 国・地方公共団体の責務 ○ 事業者・国民の努力 <b>こども政策推進会議</b> ○ こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置 ① 大綱の案を作成 ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進 ③ 関係行政機関相互の調整 等 ○ 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる
<b>白書・大綱</b>	○ 年次報告（法定白書）、こども大綱の策定 （※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成）
<b>基本的施策</b>	○ 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映 ○ 支援の総合的・一体的提供の体制整備 ○ 関係者相互の有機的な連携の確保 ○ この法律・児童の権利に関する条約の周知 ○ こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等 <b>附則</b> 施行期日：令和5年4月1日 検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとり、こども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

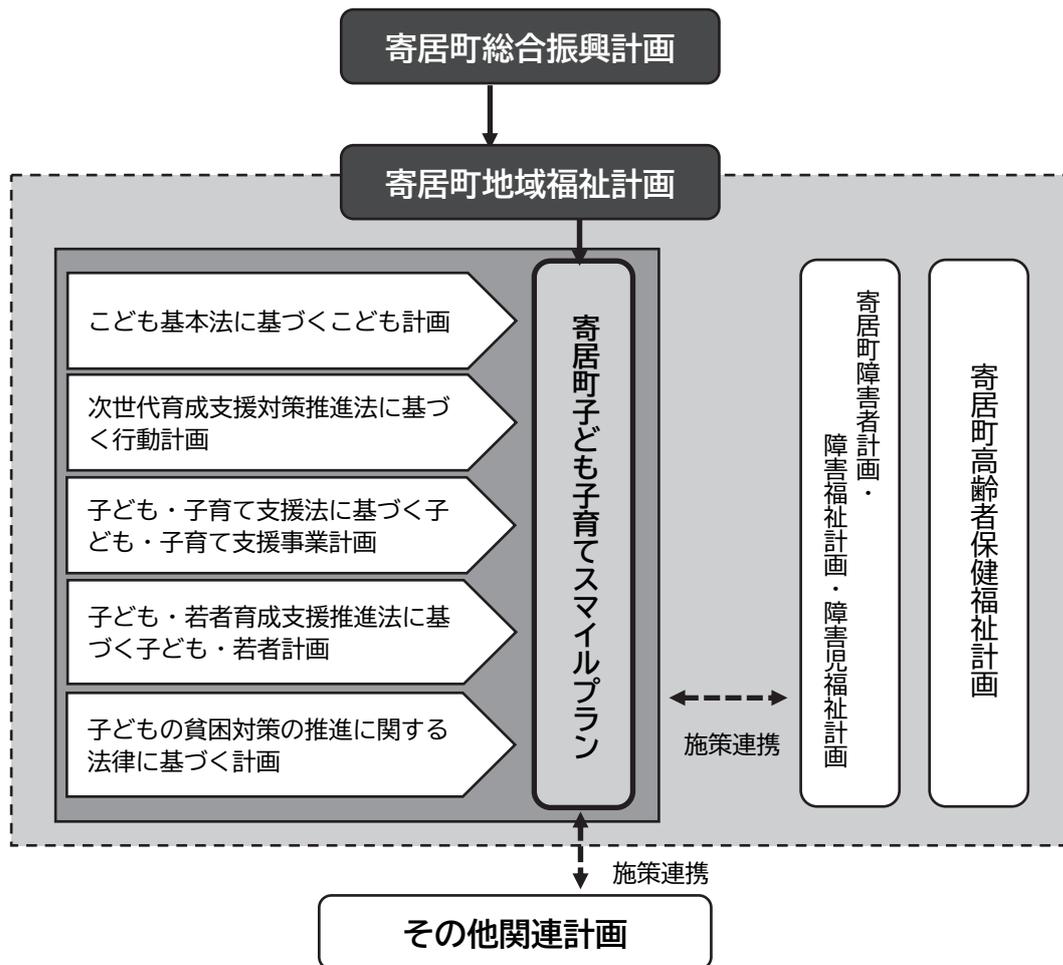
## 2 計画の性格・位置づけ

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の次世代育成支援対策行動計画とともに、法第61条第1項の市町村子ども・子育て支援事業計画を策定するものであり、中長期的な視点に基づく計画推進の理念や目標を設定し、それに基づく次世代育成支援のための各種施策を明示するとともに、子ども・子育て支援事業の取り組みを示すものです。

本計画の策定にあたり、上位計画となる第6次寄居町総合振興計画基本構想・後期基本計画を踏まえるとともに、令和3年3月に策定した第2期寄居町地域福祉計画・地域福祉活動計画（成年後見制度利用促進基本計画を含む）、令和6年3月に策定した寄居町障害者計画・第7期寄居町障害福祉計画・第3期寄居町障害児福祉計画、その他関連する計画との整合を図り、策定することとしました。

法令	計画	策定方針（大綱含む）
こども基本法 第10条	自治体こども計画	こども大綱
子ども・若者育成支援推進法 第9条	都道府県（市町村）子ども・若者計画	子供・若者育成支援推進大綱 （こども大綱に一元化）
子どもの貧困対策の推進に関する法律 第9条	都道府県（市町村）計画	子供の貧困対策に関する大綱 （こども大綱に一元化）
—	—	少子化社会対策大綱 （こども大綱に一元化）
次世代育成支援対策推進法 第8条、第9条	都道府県（市町村）行動計画	次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針
子ども・子育て支援法 第61条、第62条	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画、市町村子ども・子育て支援事業計画	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）
母子及び父子並びに寡婦福祉法 第12条	自立促進計画	母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針
成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律 第17条	母子保健を含む成育医療等に関する計画	成育医療等基本方針に基づく計画策定指針
		成育医療等基本方針に基づく評価指標
—	都道府県社会的養育推進計画	都道府県社会的養育推進計画の策定要領（「都道府県社会的養育推進計画」の策定についての別添）
—	新子育て安心プラン実施計画	新子育て安心プラン

資料：「自治体こども計画策定のためのガイドライン（令和6年5月）」



### 3 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5か年を設定し、最終年度に改定を予定します。

「こども家庭センター」は令和7年4月から運営開始しています。

計画名	年度	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
寄居町総合振興計画	基本構想 (2017~2026)	→			(次期)		
	後期基本計画 (2022~2026)	→			(次期)		
寄居町地域福祉計画	第2期 (2021~2025)	→					(次期)
子ども・子育てスマイルプラン	第2期	→					第3期子ども・子育てスマイルプラン
障害者計画・障害福祉計画 ・障害児福祉計画	障害者計画・第7期障害福祉福画・ 第3期障害児福祉計画	→			(次期)		
高齢者保健福祉計画	高齢者保健福祉計画	→			(次期)		

## 4 計画の策定体制

### (1) ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたり、教育・保育・子育て支援に関する利用状況や今後の利用意向等を把握することを目的に、アンケート形式の調査を行いました。

### (2) こども・若者の意見聴取の実施

本計画の策定にあたり、こども・若者の多様な意見聴取をするため、小学校・中学校・高校・青少年相談員協議会・二十歳式運営委員会の場を通じて、ヒアリング（テーマ：うまくいっていること・こまっていること、こうなったらいいなと思うこと）を行いました。

### (3) 庁内検討委員会

本計画の策定にあたり、庁内の関係課で組織した寄居町子ども・子育てスマイルプラン策定庁内検討委員会において、本計画策定に関し必要な審議等を行いました。

### (4) 子ども・子育て会議

寄居町子ども・子育て会議は、法第72条第1項の規定に基づき、平成26年に設置しています。

当該会議の委員は、こどもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業の従事者、子ども・子育て支援に関する学識経験を有する者等で構成しています。

本計画を策定するにあたり、子ども・子育て会議を開催し、法第61条第7項の規定に基づき、現行計画の進捗状況の評価を行うとともに、当該委員から意見を聴きました。

### (5) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、町民の皆様の多様な意見等を計画に反映させるため、パブリックコメント手続きを実施しました。

## 第2章 町の概況と施策の現状

### 1 町の概況

#### (1) 人口・世帯

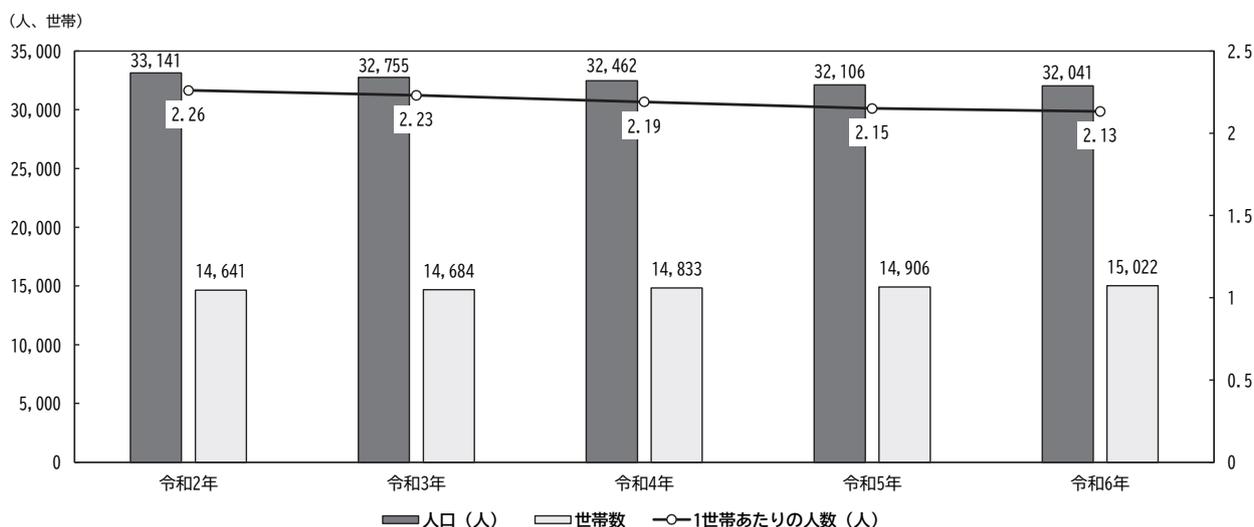
本町の人口は、緩やかな減少傾向が続いており、令和2年には3万3,141人でしたが、令和6年には3万2,041人となっています。

世帯数は、緩やかな増加傾向にあり、令和2年には1万4,641世帯でしたが、令和6年には1万5,022世帯となっています。

1世帯あたりの人数は、令和2年の2.26人から令和6年の2.13人と減少しています。

#### ■人口・世帯数・1世帯あたり人数の推移

単位：人、世帯



#### ■人口・世帯数・1世帯あたり人数の推移

単位：人、世帯

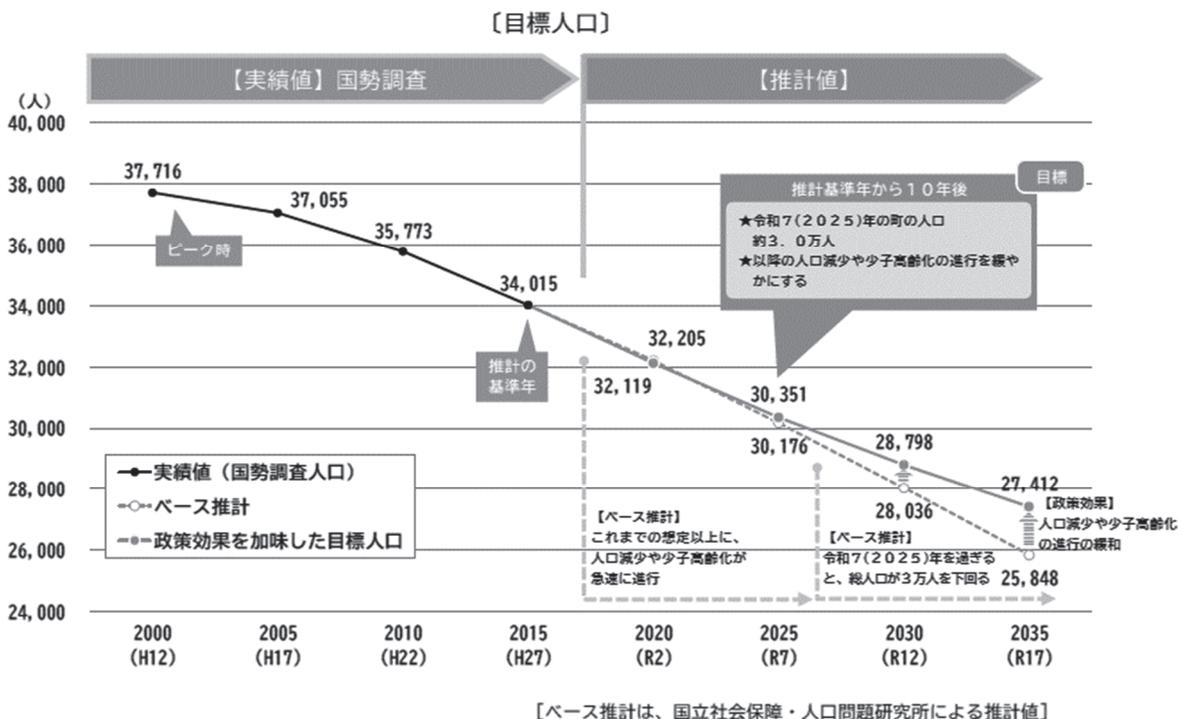
年次	人口			世帯	
	男 (人)	女 (人)	合計 (人)	世帯数 (世帯)	1世帯あたりの人数 (人)
令和2年	16,493	16,648	33,141	14,641	2.26
令和3年	16,309	16,446	32,755	14,684	2.23
令和4年	16,166	16,296	32,462	14,833	2.19
令和5年	16,012	16,094	32,106	14,906	2.15
令和6年	15,963	16,078	32,041	15,022	2.13

資料：住民基本台帳・世帯人口統計表（各年4月1日）

### (2) 少子化と将来人口の展望

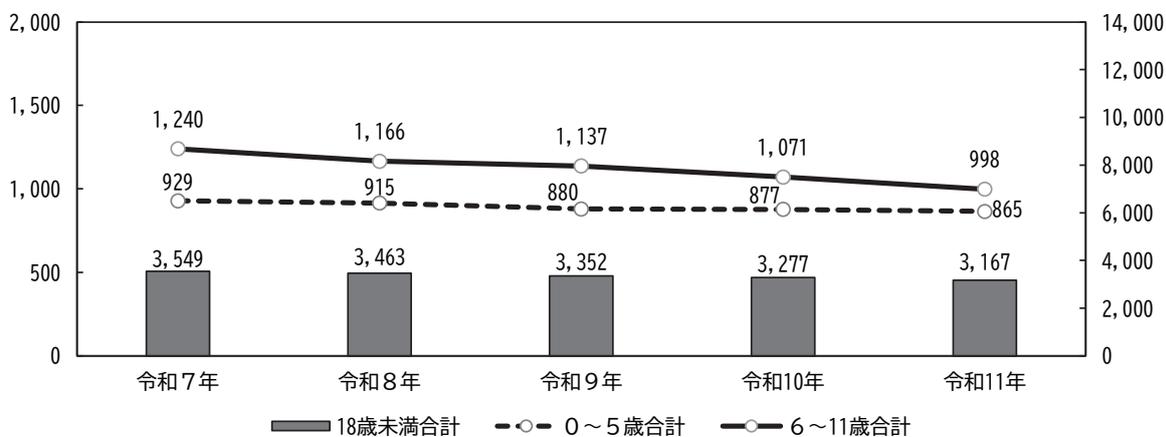
本町の人口は、第6次寄居町総合振興計画によると、居住地としての魅力づくりのための多様な視点からの施策・事業の展開による政策効果を加味し、平成27年から10年後の令和7年は、約3.0万人の人口を維持し、以降の人口減少や少子高齢化の進行を緩やかにすることを目標としています。後期基本計画では、上記の将来人口と国勢調査の直近値を踏まえて、人口規模を3.0～3.4万人程度と想定したまちづくりを展開していきます。

#### ■政策効果を加味した目標人口（寄居町人口ビジョン）



#### ■こどもの人口推計

単位：人



資料：コーホート変化率法による

### (3) 人口動態の状況

近年の人口動態については、出生者数を死亡者数が上回る自然動態減が続いており、転入者数を転出者数が上回る社会動態減とあわせて人口の減少が続いています。出生数については、令和5年は149人で前年より19人増となっています。

婚姻件数は令和元年より減少傾向で、令和4年には93件と前年より14件増となりましたが、令和5年は78件と前年より減少しました。合計特殊出生率はおおむね維持している状態で、令和5年は1.07となっています。

#### ■寄居町人口動態

単位：人

年次	出生者数	死亡者数	自然動態	転入者数	転出者数	社会動態	人口動態
平成30年	206	429	△223	1,139	1,301	△162	△385
令和元年	178	468	△290	1,175	1,251	△76	△366
令和2年	160	443	△283	1,212	1,278	△66	△349
令和3年	187	401	△214	1,238	1,320	△82	△296
令和4年	130	460	△330	1,243	1,234	9	△321
令和5年	149	486	△337	1,293	1,154	139	△193

資料：埼玉県統計年鑑（表3-5）

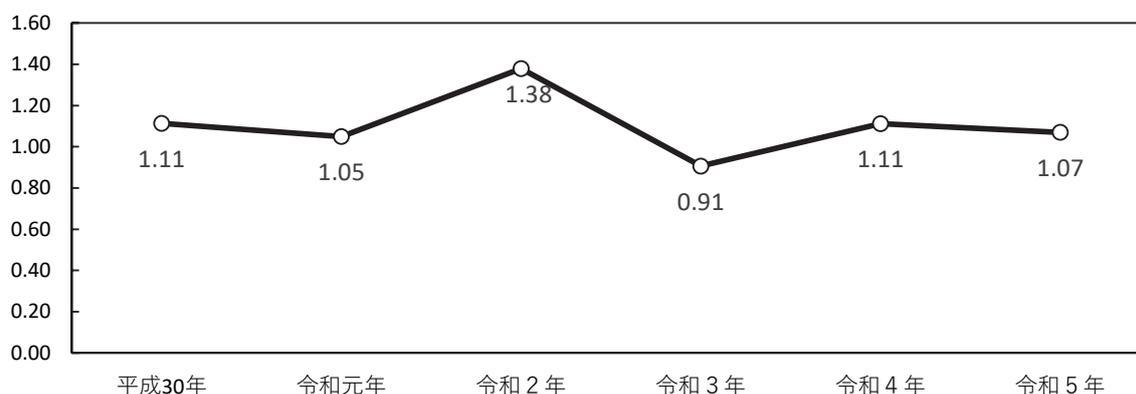
#### ■寄居町乳幼児死亡数等・婚姻離婚件数・合計特殊出生率

単位：人

年次	乳児死亡数	新生児死亡数	死産・中絶数	周産期死亡件数	婚姻件数	離婚件数	合計特殊出生率
平成30年	1	1	7	3	99	56	1.11
令和元年	0	0	6	0	111	55	1.05
令和2年	0	0	5	1	99	45	1.38
令和3年	0	0	5	0	79	47	0.91
令和4年	1	0	1	1	93	48	1.11
令和5年	—	—	3	—	78	49	1.07

資料：埼玉県人口動態総覧（表8）

#### 合計特殊出生率



## (4) ひとり親世帯の状況

令和2年の国勢調査による世帯の状況をみると、母子世帯の比率が1.3%、父子世帯の比率が0.2%で、ともに県平均をわずかに上回る水準となっています。また、6歳未満や18歳未満の子どもがいる母子世帯、父子世帯も若干多い状況です。

ほかの世帯員がいる母子世帯は32.2%で県平均の27.0%を上回る水準となっており、母親の父母と同居するケースが多い傾向となっています。

## ■世帯の状況

単位：世帯

		一般世帯数	6歳未満世帯員がいる一般世帯数		18歳未満世帯員がいる一般世帯数		3世帯世帯	
埼玉県	一般世帯総数	3,157,627	229,600	7.3%	549,999	17.4%	105,717	3.3%
	母子世帯	32,130	5,134	16.0%	28,434	88.5%	-	-
		1.0%	2.2%		5.2%			
	母子世帯 (ほかの世帯員がいる世帯を含む)	44,808	8,018	17.9%	39,870	89.0%	12,097	27.0%
	父子世帯	4,459	339	7.6%	3,681	82.6%	-	-
	0.1%	0.1%		9.2%				
	父子世帯 (ほかの世帯員がいる世帯を含む)	8,011	889	11.1%			3,090	38.6%
寄居町	一般世帯総数	13,239	722	5.5%	1,848	14.0%	702	5.3%
	母子世帯	175	33	18.9%	163	93.1%	-	-
		1.3%	4.6%		8.8%			
	母子世帯 (ほかの世帯員がいる世帯を含む)	261	55	21.1%	245		84	32.2%
	父子世帯	21	2	9.5%	16	76.2%	-	-
	0.2%	0.3%		0.9%				
	父子世帯 (ほかの世帯員がいる世帯を含む)	52	8	15.4%	46	88.5%	30	57.7%

資料：令和2年国勢調査

## 2 寄居町子ども・子育て支援に関するアンケート調査

### (1) 調査の目的

第3期寄居町子ども・子育てスマイルプランを策定するにあたり、教育・保育・子育て支援に関する利用状況や今後の利用希望等を把握することを目的に実施しました。

### (2) 調査の設計及び回収結果

#### 〔調査の設計〕

調査期間：令和6年3月4日（月）～令和6年3月19日（火）まで

調査種類	抽出方法	調査方法
就学前児童保護者	・町内在住の就学前児童を住民基本台帳より抽出	・郵送配布・郵送回収
就学児童保護者	・小学校に対象者を依頼	・小学生児童保護者、中学生、中学生保護者は学校にて回収 ・16～20歳の方は、郵送配布・郵送回収
中学生～20歳本人	・中学校に対象者を依頼 ・16～20歳の方は住民基本台帳より抽出	
中学生保護者	・中学校に対象者を依頼	

#### 〔回収結果〕

調査種類	配布数	回収数	回収率
就学前児童保護者	600票	283票	47.2%
就学児童保護者	600票	481票	80.2%
中学生～20歳本人	400票	179票	44.8%
中学生保護者	150票	96票	64.0%
合計	1,750票	1,039票	59.4%

### (3) 調査結果の主なポイント

#### 〔子育て中の親の状況について〕

- 相談相手や相談できる場所については、就学前児童保護者、就学児童保護者とも9割以上「いる/ある」と回答している一方、1割弱が「いない/ない」となっています。相談相手や相談できる場所については、「祖父母等の親族」、「友人や知人」に次いで、就学前児童保護者では「保育所」、就学児童では「小学校」が多くなっています。

**【子育て支援ニーズについて】**

- 母親の就労希望については、就学前児童保護者では、フルタイムへの転換希望は「実現できる見込みがある」(9.3%)、「実現できる見込みはない」(22.2%)となっており、定期的な教育・保育の事業を8割以上が利用しています。平日に定期的に教育・保育事業を利用されている理由としては「子育てをしている方が現在就労している」が最も多く、次いで「子どもの教育や発達のため」と続いています。平日の教育・保育の事業として定期的に利用したい事業としては、「認可保育所」が最も多く、次いで「幼稚園」、「幼稚園の預かり保育」と続いています。
- 就学前児童保護者では、放課後過ごさせたい場所については、小学校低学年(1～3年生)の時期は「放課後児童クラブ(学童保育)」が、高学年(4～6年生)の時期は「自宅」がそれぞれ最も多くなっています。

**【子育てに関する悩みについて】**

- 就学前児童保護者では、「病気や発達・発育に関すること」、「食事や栄養に関すること」がともに3割以上で最も多く、就学児童保護者と中学生保護者では「子どもの学業のこと」、「子どもの友達づきあいのこと」、「子どもと過ごす時間が十分でない」がともに上位を占めています。

**【職場の両立支援について】**

- 母親の現在の就労状況は、就学前児童保護者・就学児童保護者とも、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」がともに最も多くなっています。また、育児休業の取得状況は、就学前児童保護者では、母親で取得した(取得中である)が49.8%、父親で取得した(取得中である)が12.4%となっています。

**【生活全般について】**

- 現在の暮らしの状況は、就学前児童保護者、就学児童保護者、中学生～20歳本人、中学生保護者とも「ふつう」が最も多い一方、「苦しい」は就学前児童保護者で27.2%、就学児童保護者で27.4%、中学生～20歳本人で3.9%、中学生保護者で30.2%となっています。

**【こどもの権利・児童虐待について】**

- “こども基本法”の認知度については、就学前児童保護者・就学児童保護者では「聞いたことがない・知らない」がともに4割以上と最も多く、中学生～20歳本人では「名前だけ聞いたことがある」が40.8%と最も多く、中学生保護者では「聞いたことがない・知らない」が40.6%で最も多くなっています。

- “子どもの権利条約”の認知度については、就学前児童保護者・中学生保護者では「名前だけ聞いたことがある」がともに4割以上、中学生～20歳本人では「名前だけ聞いたことがある」が34.6%で最も多くなっています。一方、就学児童保護者では「聞いたことがない・知らない」が39.1%と最も多くなっています。

#### 【居場所について】

- こどもたちの健やかな成長を促すために町で必要な取り組みとしては、就学児童保護者の場合、「子ども連れでも、出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が60.3%で最も多くなっています。また、平日の夕方に過ごす場所として希望する場所は、中学生～20歳本人の場合、「のんびりできる場所」(45.8%)、「勉強ができる場所」(38.5%)、「友達と集まっておしゃべりできる場所」(32.4%)の順となっています。

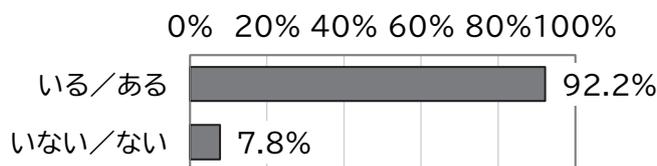
#### 【将来のこと（結婚、子育て、少子化対策）について】

- 少子化対策として必要だと思う支援としては、就学前児童保護者では「子育て世帯への手当・補助金の拡充」が78.4%で最も多く、就学児童保護者では「教育費の負担軽減」が73.6%で最も多くなっています。中学生～20歳本人では「妊娠・出産にかかる手当・補助金の拡充」、「子育て世帯への手当・補助金の拡充」がともに6割以上で多く、中学生保護者では「教育費の負担軽減」が最も多くなっています。
- 町が取り組む青少年や若者の政策に望むことについては、就学前児童保護者・就学児童保護者とも、「経済的な困難を抱えている家庭の支援」、「いじめや虐待などの悩みを相談できる相談の充実」、「多様な授業を取り入れた学校教育の充実」が上位を占めています。中学生～20歳本人では「いじめや虐待などの悩みを相談できる相談の充実」(44.1%)、「経済的な困難を抱えている家庭の支援」(40.2%)、「就職に向けた相談やサポート体制の充実」(31.3%)、中学生保護者では「多様な授業を取り入れた学校教育の充実」(50.0%)が最も多くなっています。
- 結婚に対してもっているイメージについて、中学生～20歳本人の場合、「好きな人と一緒にいられて幸せそう」(59.2%)が最も多く、次いで「家事や子育てが大変そう」(50.8%)と続いています。
- 子育てにもっているイメージについて、中学生～20歳本人の場合、「お金がかかりそう」(61.5%)が最も多く、次いで「幸せそう」(54.2%)、「楽しいことが増えそう」(53.1%)と続いています。

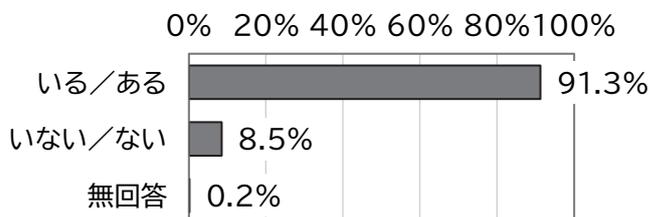
■子育て中の親の状況について

問 子育てをする上での相談相手や相談できる場所の有無

就学前児童保護者

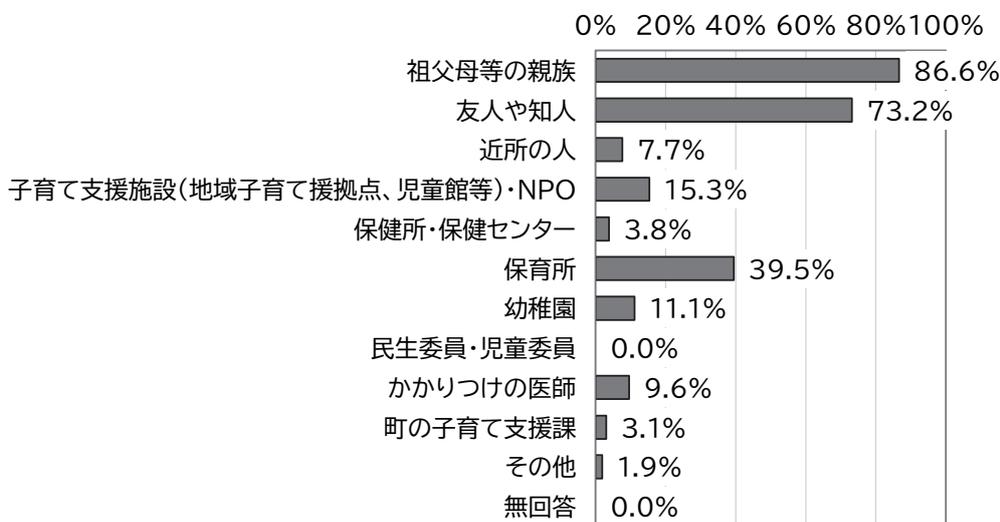


就学児童保護者

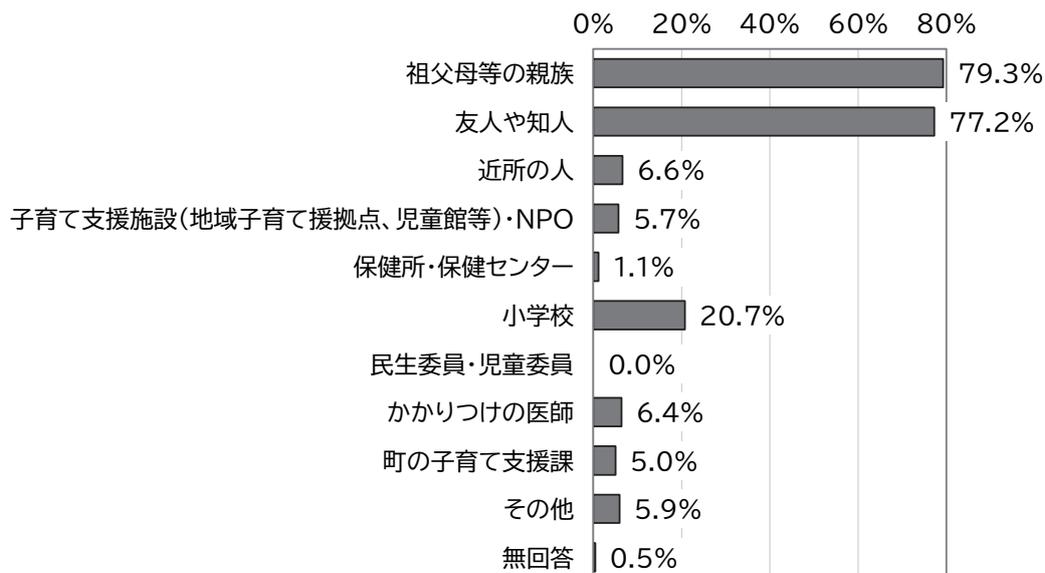


問 (上記でいる/ある方) 気軽に相談できる先

就学前児童保護者



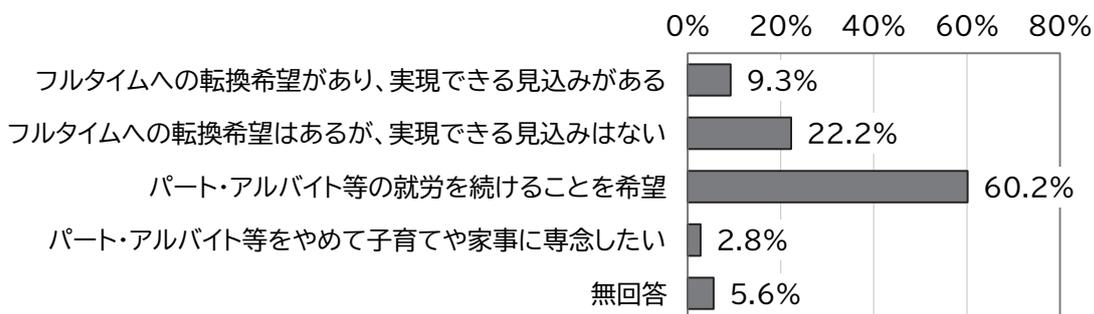
就学児童保護者



■子育て支援ニーズについて

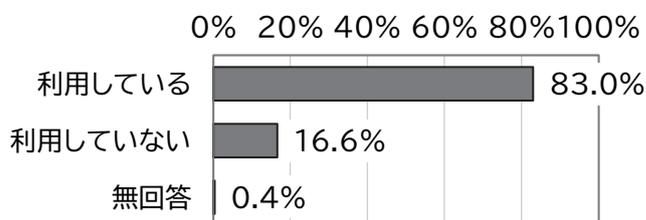
問 母親の就労希望

就学前児童保護者



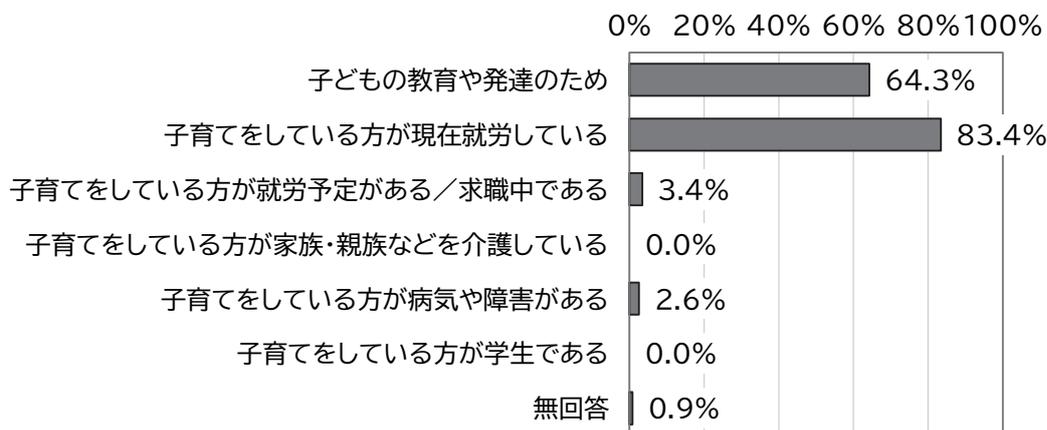
問 「定期的な教育・保育の事業」の利用

就学前児童保護者



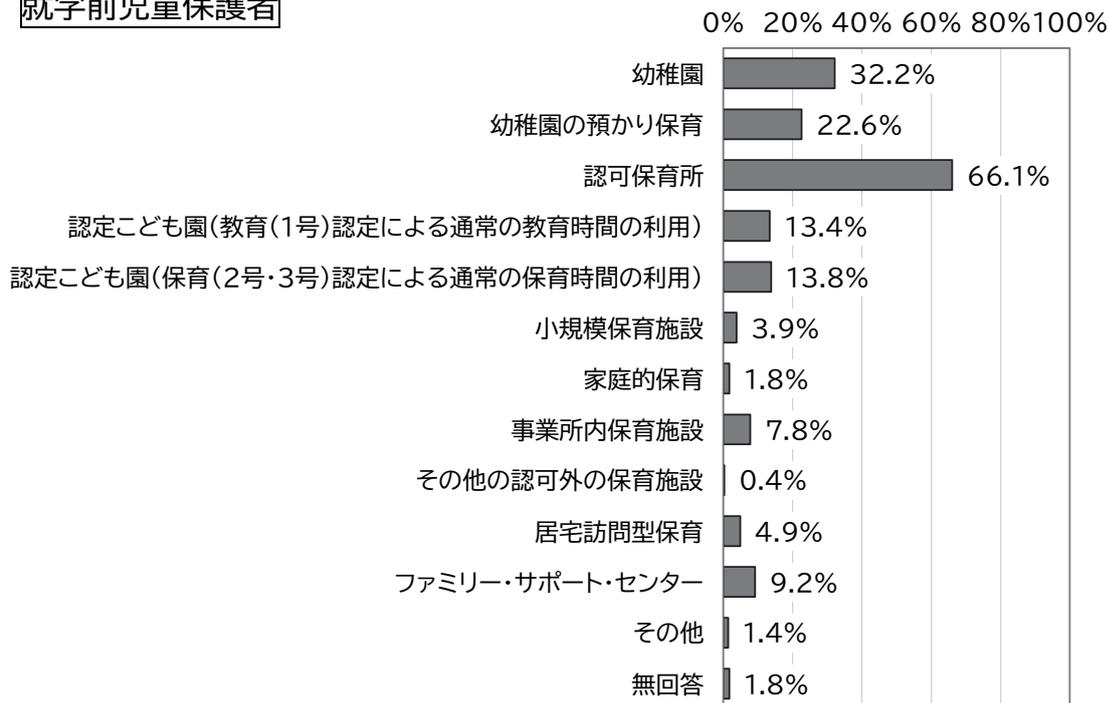
問 平日に定期的に教育・保育の事業を利用されている理由

就学前児童保護者



問 平日の教育・保育の事業として定期的にご利用したい事業

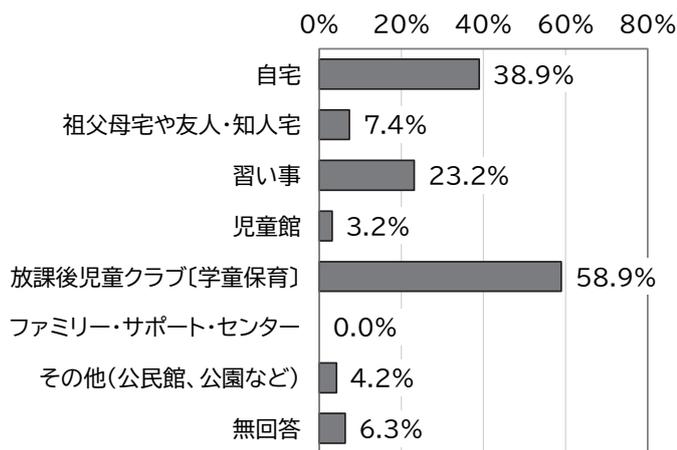
**就学前児童保護者**



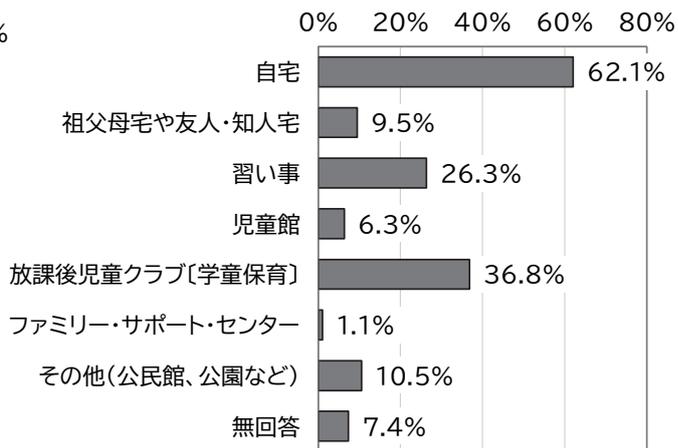
問 小学校の放課後（平日）過ごさせたい場所

**就学前児童保護者**

小学校低学年（1～3年生）



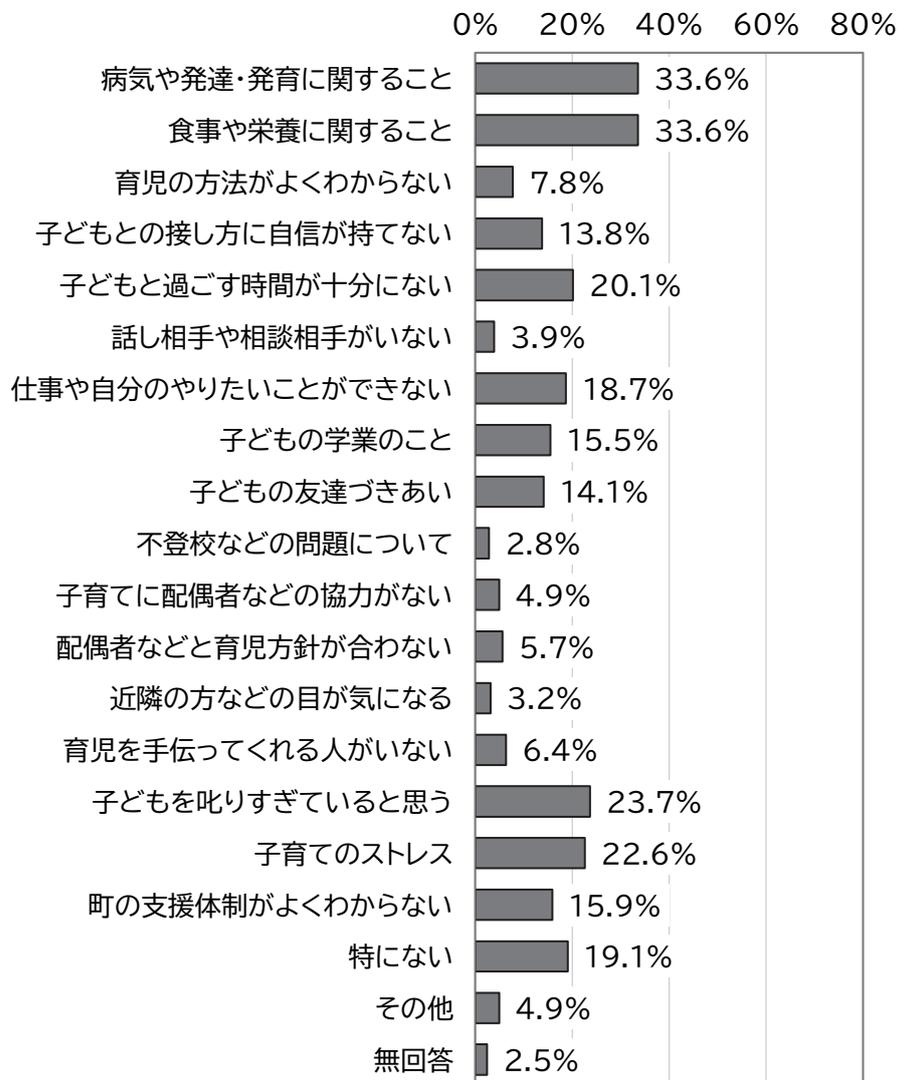
高学年（4～6年生）

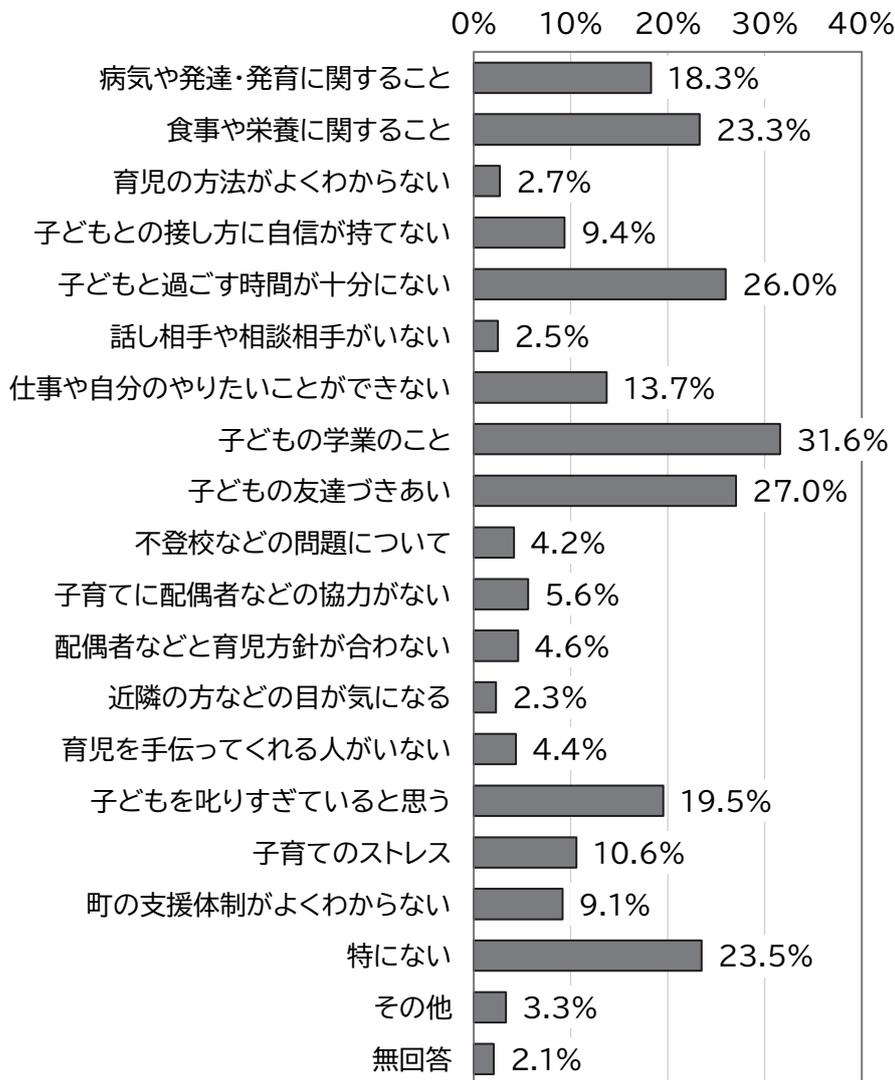


### ■子育てに関する悩みについて

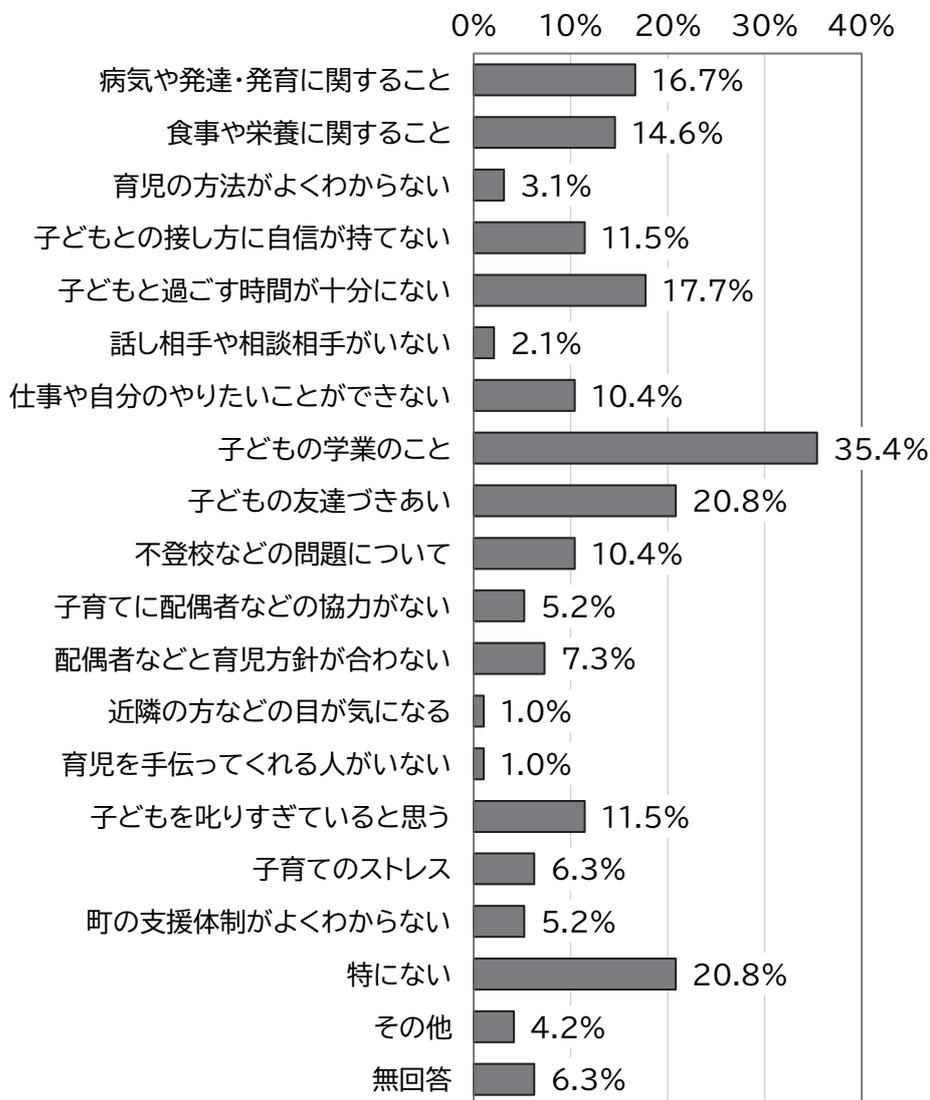
問 子育てに関して、日頃悩んでいること、気になること

就学前児童保護者



**就学児童保護者**

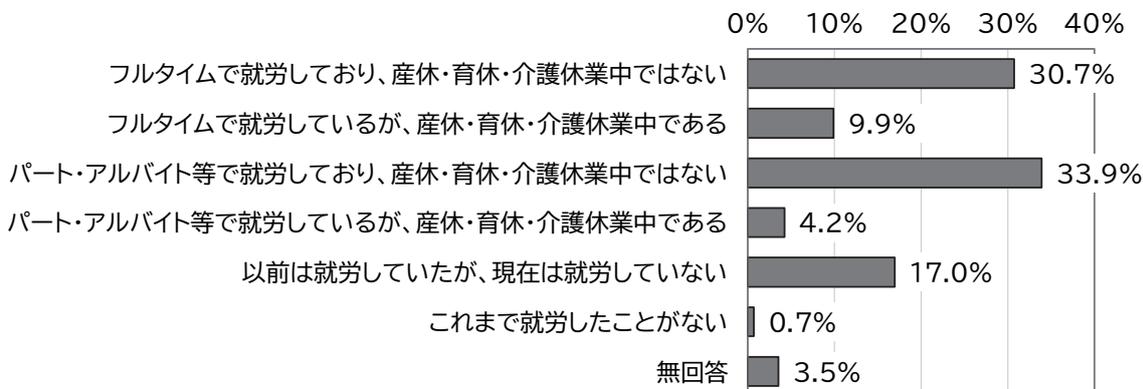
中学生保護者



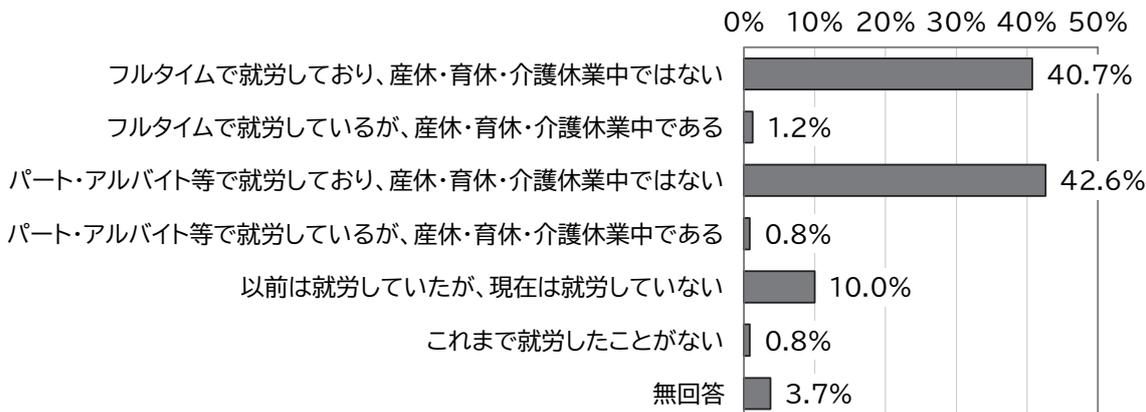
■職場の両立支援について

問 母親の現在の就労状況

就学前児童保護者

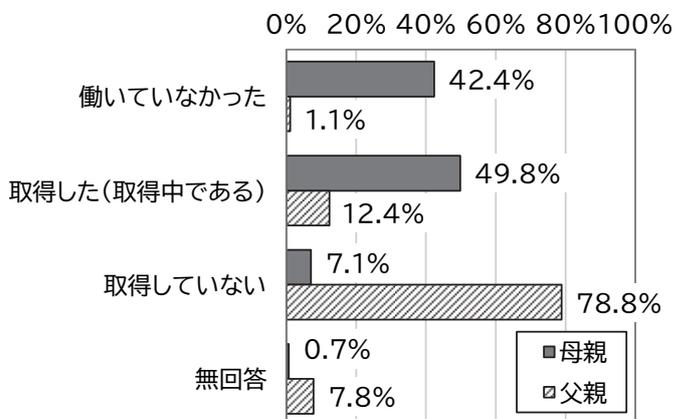


就学児童保護者



問 育児休業の取得について

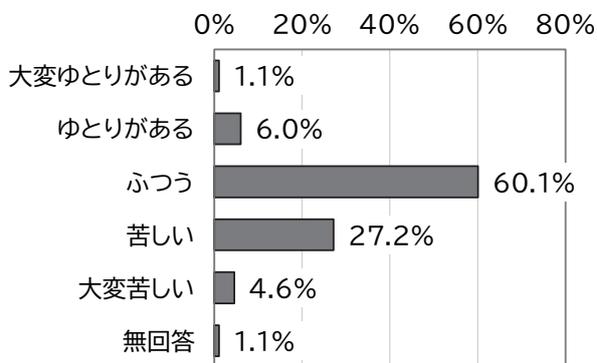
就学前児童保護者



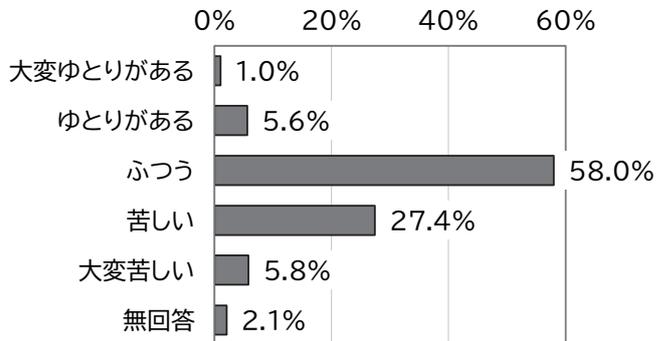
■生活全般について（困窮等）について

問 現在の暮らしの状況

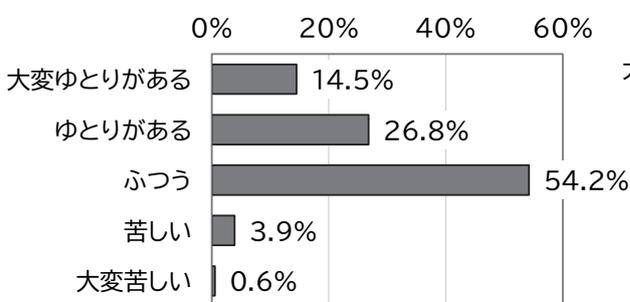
就学前児童保護者



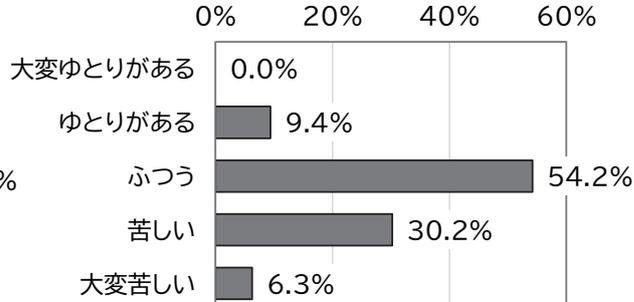
就学児童保護者



中学生～20歳本人

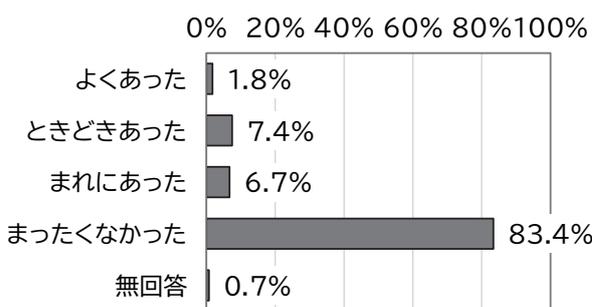


中学生保護者

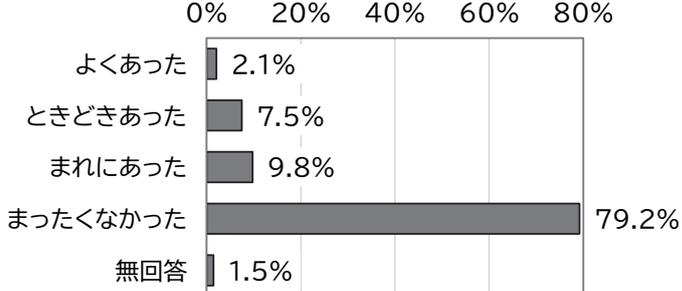


問 過去1年間に、お金が足りなくて家族が必要とする食料が買えなかった経験

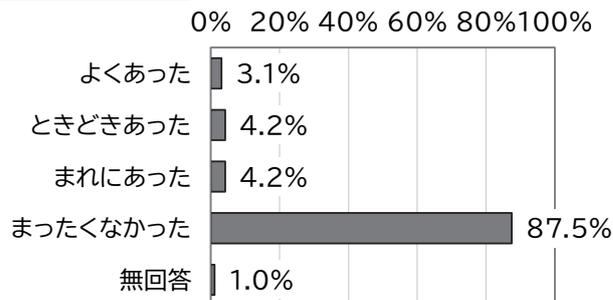
就学前児童保護者



就学児童保護者

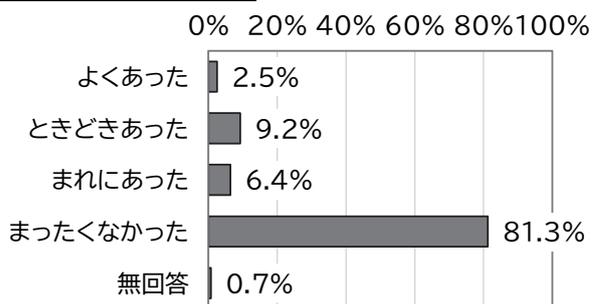


中学生保護者

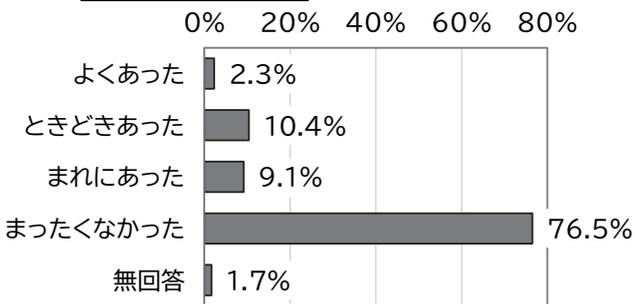


問 過去1年間に、お金が足りなくて家族が必要とする衣服が買えなかった経験

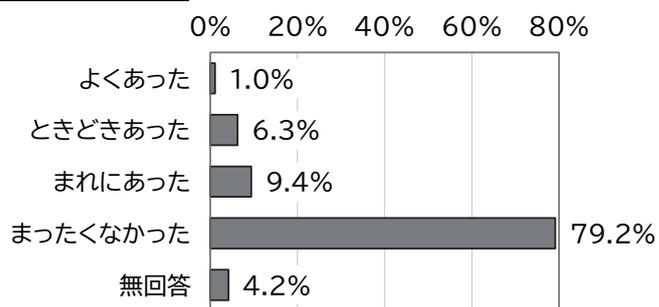
**就学前児童保護者**



**就学児童保護者**



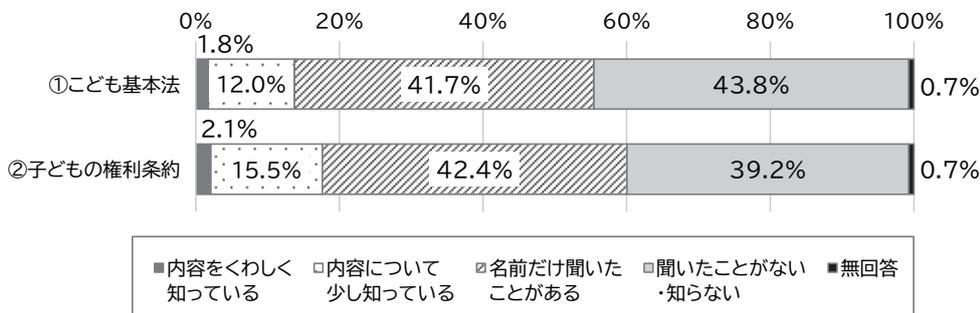
**中学生保護者**



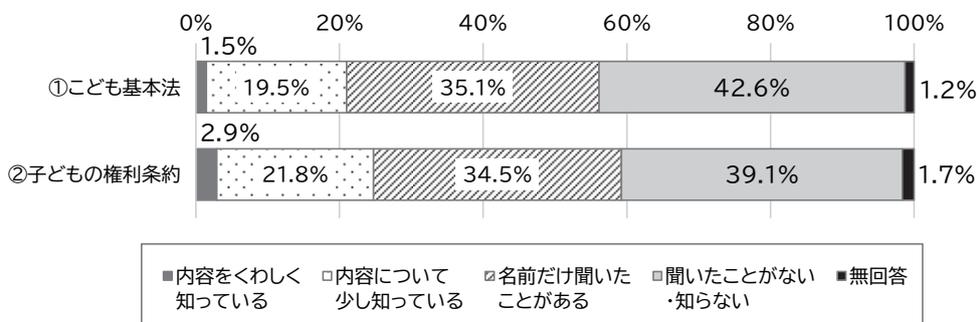
■こどもの権利について

問 こども基本法と子どもの権利条約の周知度について

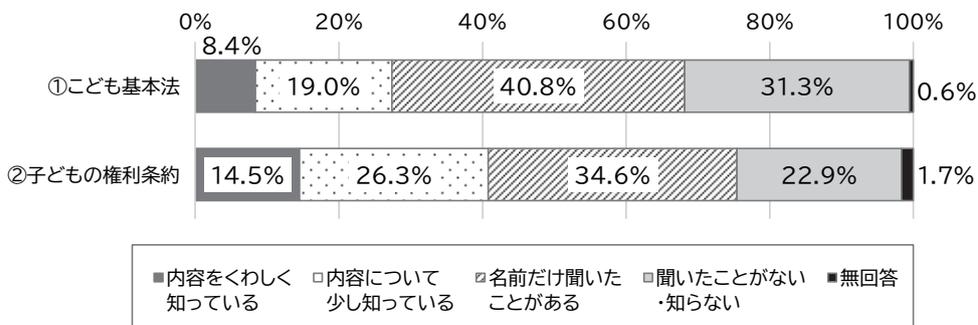
就学前児童保護者



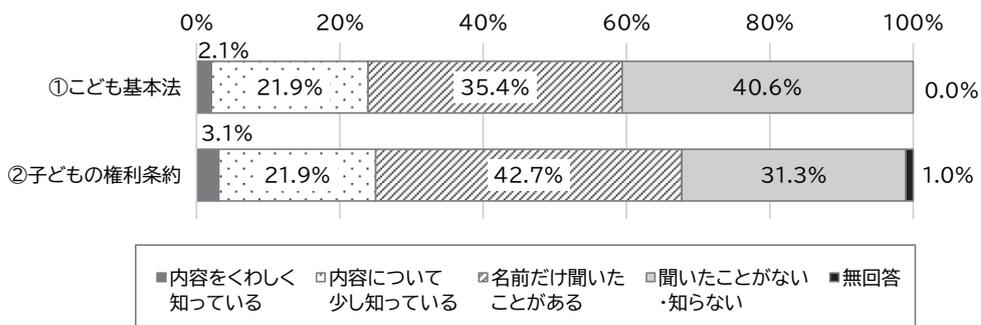
就学児童保護者



中学生～20歳本人

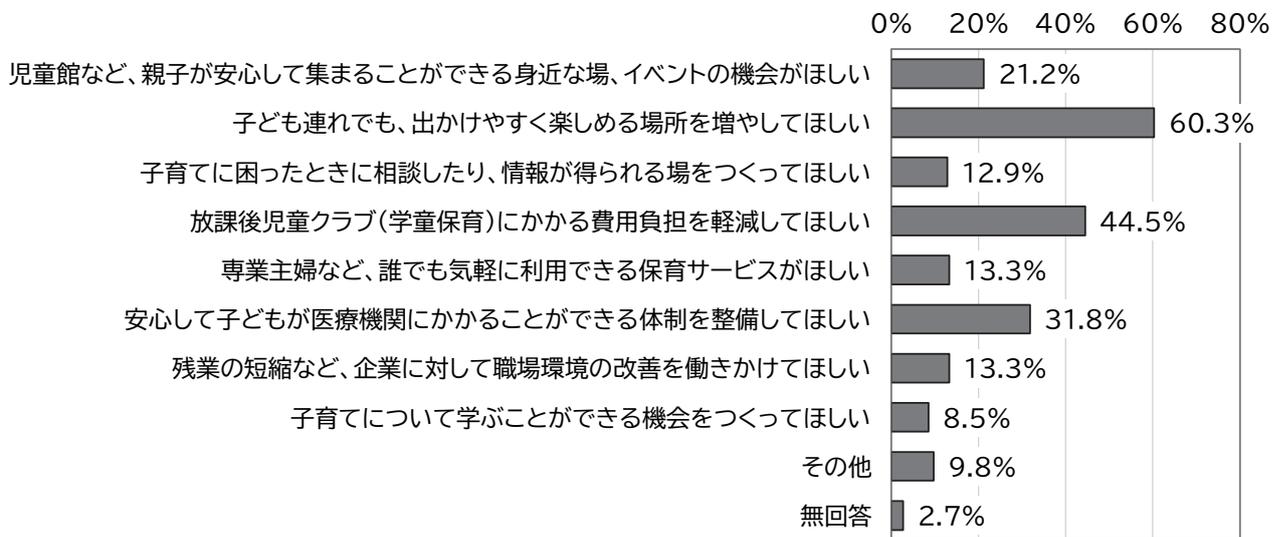


中学生～20歳保護者

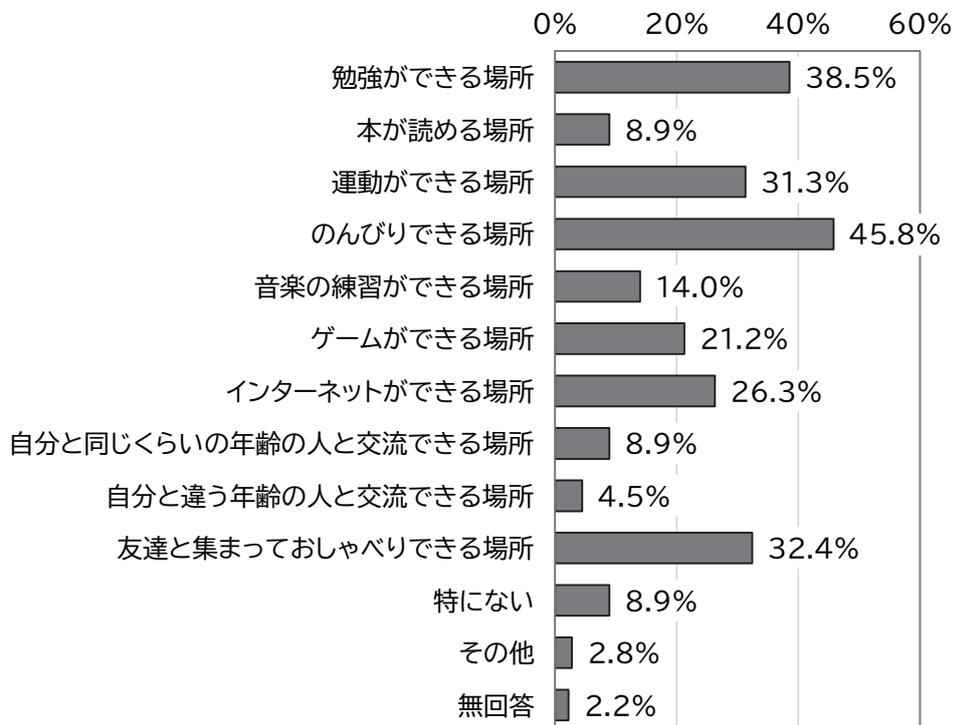


■こども・若者の居場所について

問 子どもたちの健やかな成長を促すために、町で必要な取り組みについて  
就学児童保護者



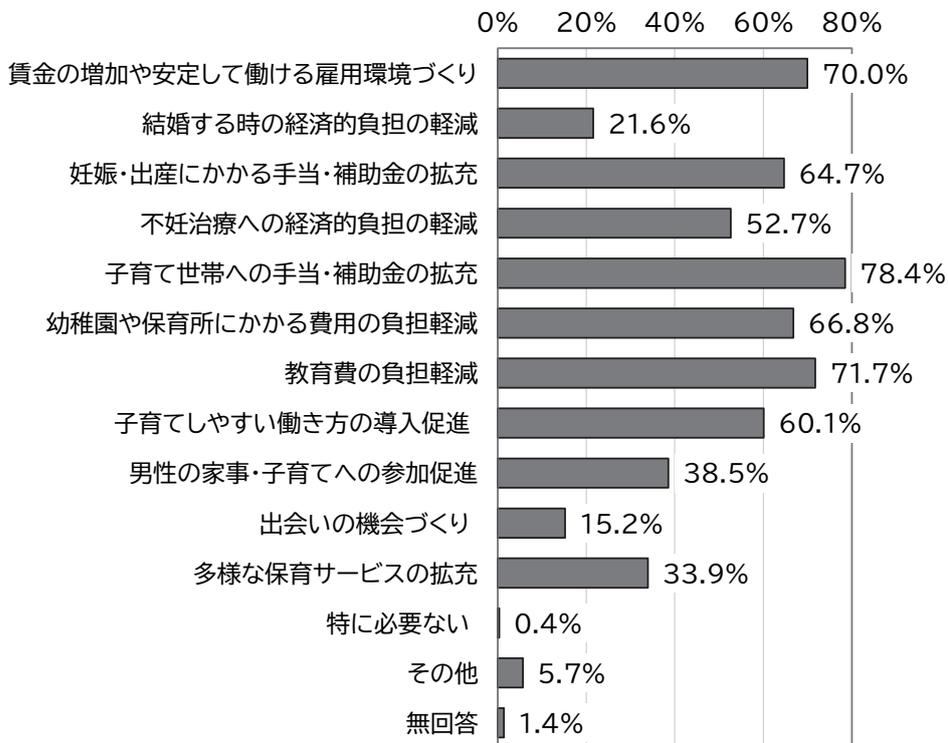
問 平日（月曜から金曜）の夕方に過ごす場所として、希望する場所  
中学生～20歳本人



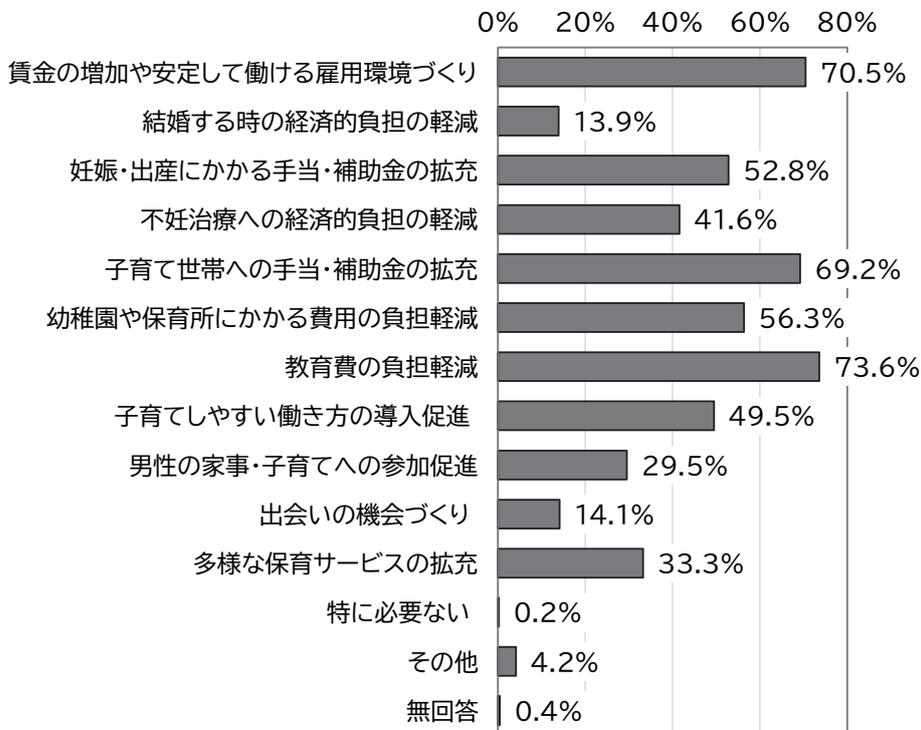
■将来のこと（結婚、子育て、少子化対策）について

問 少子化対策として必要だと思う支援について

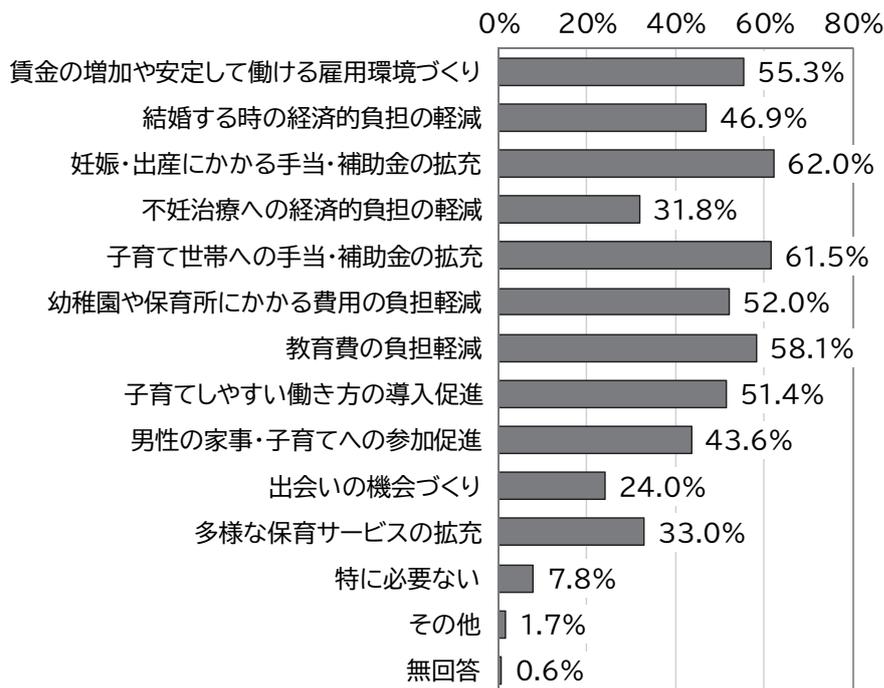
**就学前児童保護者**



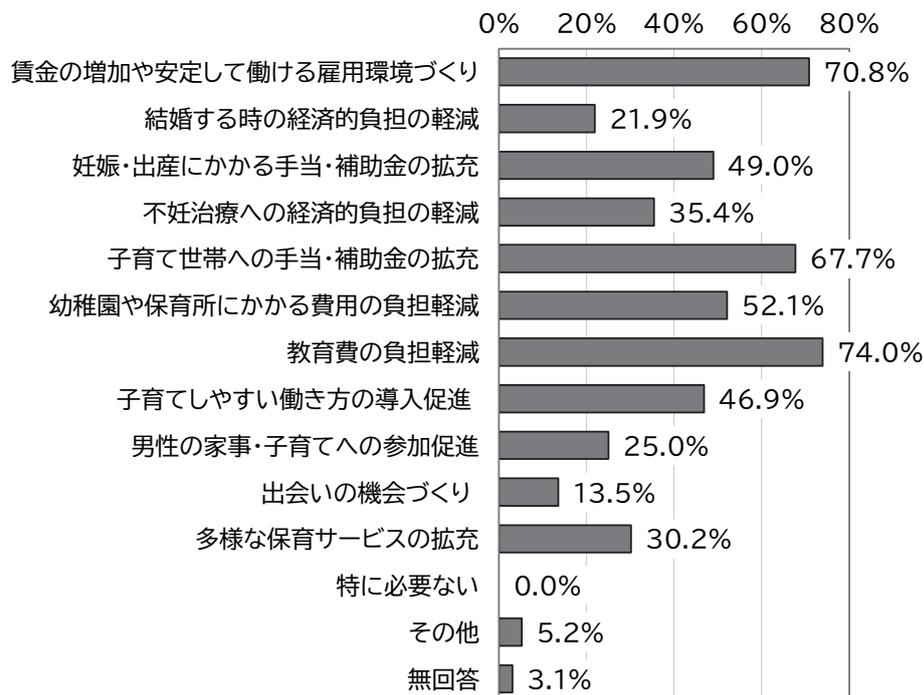
**就学児童保護者**



中学生～20歳本人

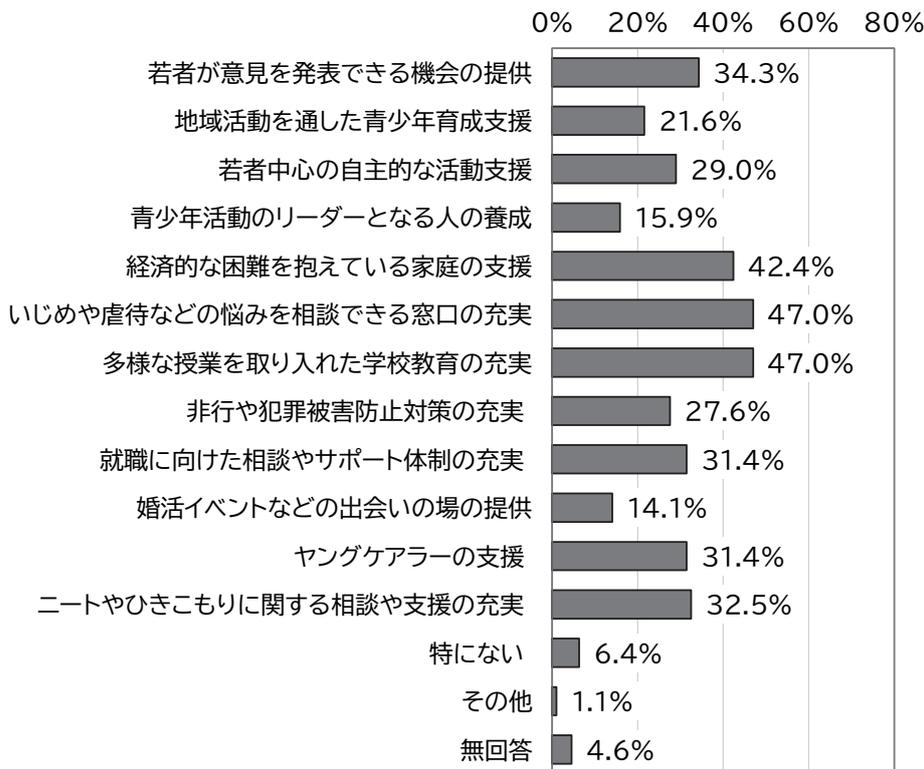


中学生保護者

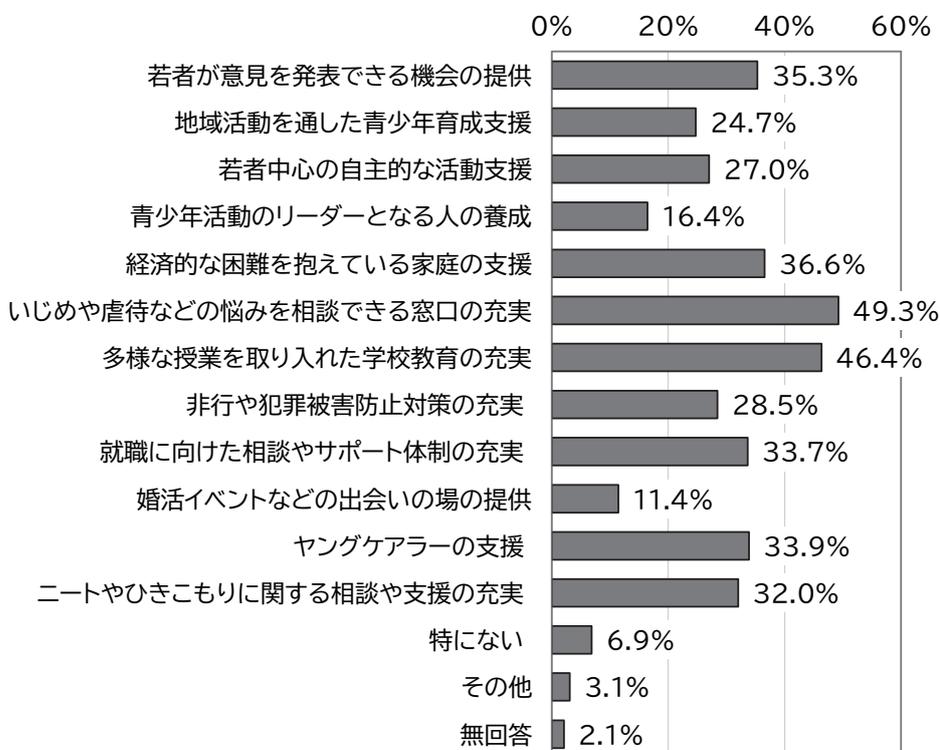


問 町が取り組む青少年や若者の政策に望むことについて

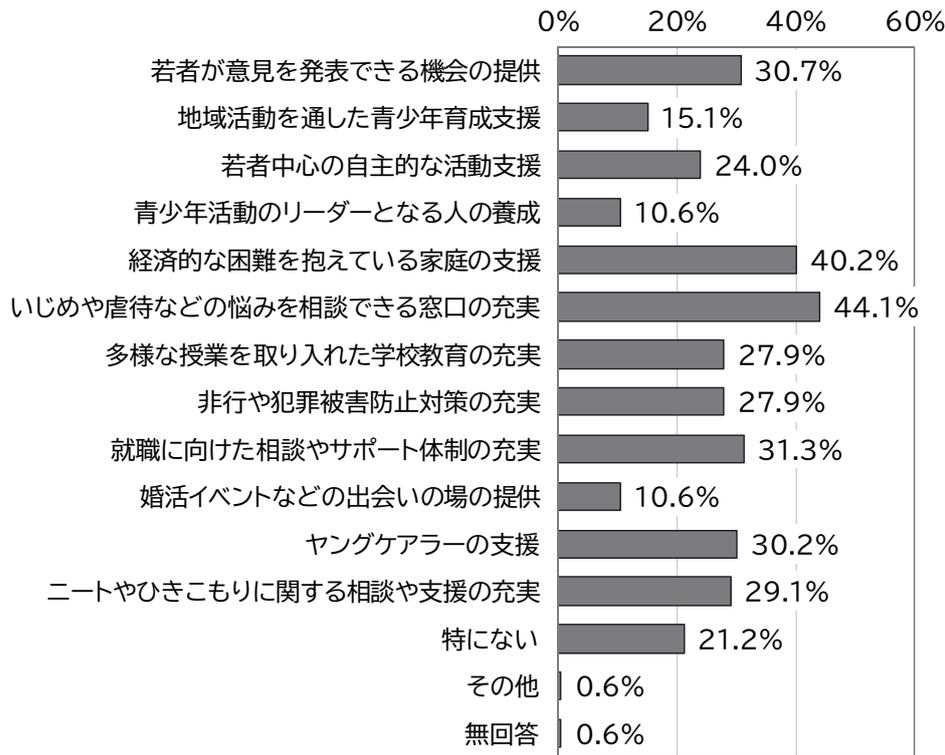
**就学前児童保護者**



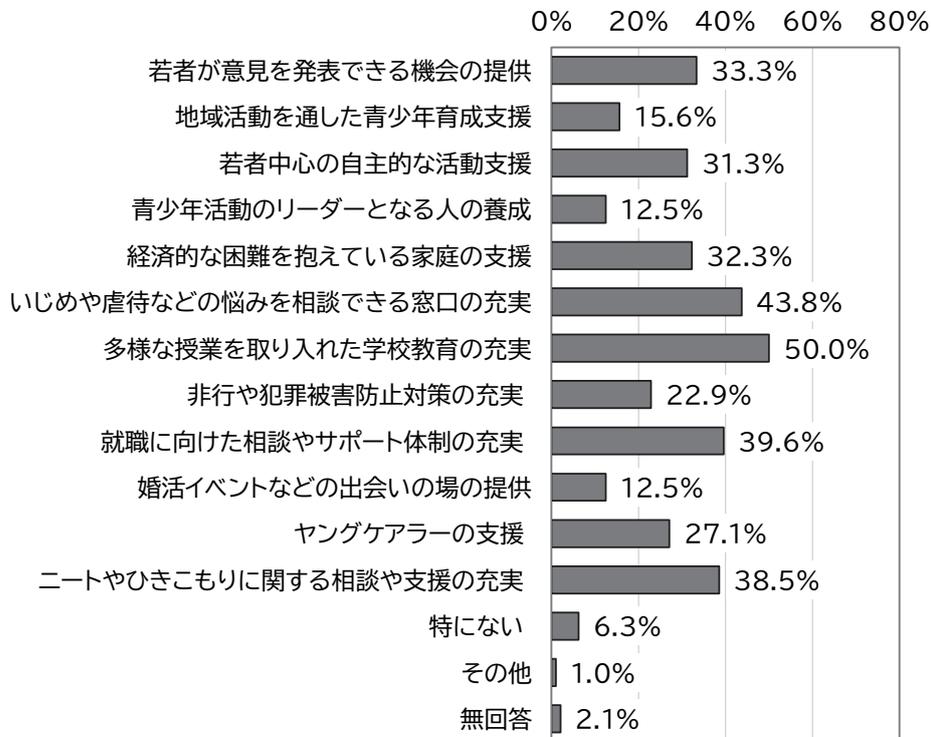
**就学児童保護者**



中学生～20歳本人

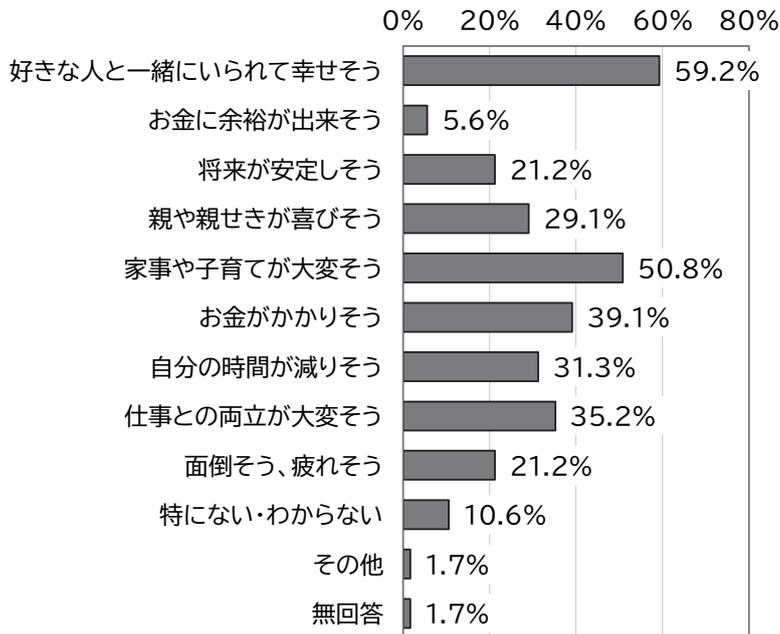


中学生保護者



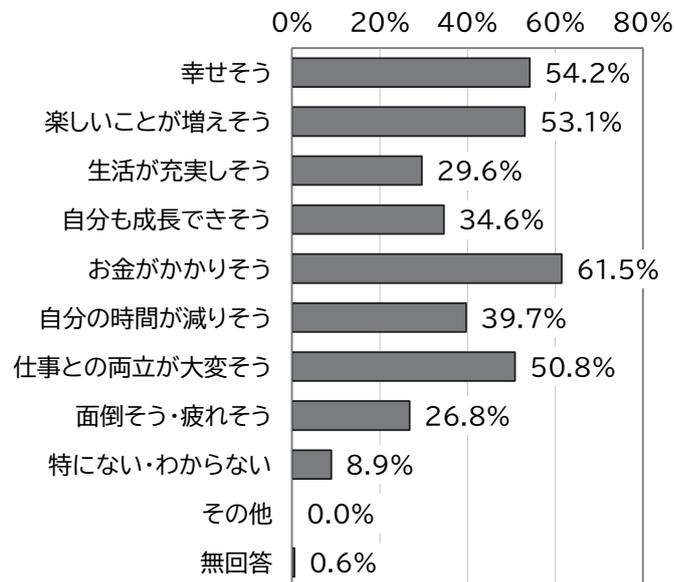
問 結婚に対してもっているイメージについて

中学生～20歳本人



問 子育てに対してもっているイメージについて

中学生～20歳本人



### 3 寄居町子ども・若者に対するヒアリング調査

#### (1) 調査の目的

こども基本計画を含む第3期子ども・子育てスマイルプランを策定するにあたり、こども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるため、こども・若者の意見の施策反映に向けたガイドラインに基づき、実施しました。

#### (2) 調査の設計

子育て支援課職員が、学校等へ訪問し、「みんなで考える 未来の寄居町」をテーマに意見交換を行ったり、生徒の質問を受けて回答する機会を設けました。意見交換の場では、「うまくいっていること」、「困っていること」、「こうなったらいいなと思うこと」をヒアリングしました。また、未来の寄居町に期待することの意見をいただきました。

日時	ヒアリング先	備考
7月 1日	鉢形小学校	小学5・6年生
7月10日	男衾小学校	小学6年生
7月17日	寄居中学校	中学2・3年生
7月19日	寄居城北高校	高校3年生
7月22日	青少年相談員協議会	20代～30代
8月 4日	二十歳式運営委員会	10代～20代
10月31日	男衾中学校	中学3年生

#### (3) 調査結果

意見交換では個別の意見を整理し、主な内容として集約しました。また、未来の寄居町に期待することとしていただいた意見も掲載します。

項目	主な内容（集約）
うまくいっていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自然がある、環境保全</li> <li>○買い物の利便性</li> <li>○交通の便（路線数）</li> <li>○食べ物が豊富（種類、うまい）</li> <li>○祭り</li> <li>○荒川、キャンプの客が多い</li> <li>○町の子育て施策</li> <li>○公共の場（広さ、道路整備等）</li> <li>○事件・事故が少ない</li> <li>○学校・学習環境・体験活動 等</li> </ul>

項目	主な内容（集約）
困っていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人の集まる場が少ない</li> <li>○移動時間がかかる</li> <li>○交通の便（バスの本数）</li> <li>○ゴミのポイ捨て</li> <li>○お店の衰退（閉店、本屋、駅前の店）</li> <li>○こどもが少ない、こどもの参加が少ない</li> <li>○道路整備（狭い）</li> <li>○福祉のまちづくり</li> <li>○近所付き合い</li> <li>○学校（給食、タブレット）</li> <li>○公共施設・生活基盤</li> <li>○学童が少ない</li> <li>○費用負担（保育無償化、学費が大変、奨学金等）</li> <li>○こどもの遊び場</li> </ul>
こうなったらいいな と思うこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自然を生かした公園等</li> <li>○行事・イベントを増やす、盛り上げる</li> <li>○学校を残す</li> <li>○観光地を作る・地域の特産の周知</li> <li>○お祭りや行事の継承</li> <li>○買い物の場・飲食店を作る・商業施設</li> <li>○場づくり（遊びの場・楽しめる場・集いの場・娯楽施設）</li> <li>○公共施設等の整備・利便性向上</li> <li>○道路の整備</li> <li>○物価上昇を抑える</li> <li>○子育てしやすいまち（保育料無償化、町独自給付金の支給等）</li> <li>○少子化対策の充実</li> <li>○移動手段の確保・利便性向上</li> <li>○環境対策（ごみ箱の設置・廃品回収）</li> <li>○廃墟（空き家）の活用</li> <li>○市街地活性化・にぎわいの創出</li> <li>○安全なまちづくりの推進</li> </ul>
未来の寄居町に期待 すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○こどもからお年寄りまで楽しめる公園をつくる</li> <li>○町の街灯を増やす</li> <li>○季節ごとのイベントのものを町中にかざる</li> </ul>

## 4 次世代育成支援対策行動計画の事業評価

次世代育成支援対策行動計画（計画期間：令和2年度～令和6年度）の基本目標である「みんなが子育てに参加するまち」、「安心して出産・育児ができるまち」、「健やかに子どもが育つまち」、「子どもの居場所・遊び場が整ったまち」の21の基本施策のもとに位置づけられた116の個別事業（1事業で複数課の対応を含むため、重複もカウントすると147事業）の実施状況について担当課による評価を行いました。

事業の取り組み状況では、9割以上の事業が「順調」に取り組んでおり、子育て環境は向上しつつあります。事業の取り組み状況を3つの段階（順調、やや遅れている、遅れている）で評価したところ、142の事業が「順調」、2つの事業が「やや遅れている」、3つの事業が「遅れている」という評価となっています。

### ■事業評価結果（令和5年度終了時点）

取り組み状況	事業数	事業名
順調	142	子育て相談・指導の充実/保育所の活用/地域における子育て支援のネットワーク化/ファミリー・サポート・センター事業（会員相互の援助組織）/子育て支援員の養成 他137事業
やや遅れている	2	医療的ケア児に対する支援/子ども大学よりいの開催
遅れている	3	第三者評価制度の導入の検討/居宅訪問型児童発達支援/ふるさとの味の伝承

## 5 子ども・子育て支援事業の状況

### (1) 親子のふれあいを深める機会の充実

#### ○絵本支給事業（町）

親子のふれあいの機会を増やし、こどもの豊かな情操を育むことを目的に、出生時及び3歳児健康診査時に、絵本を1冊支給しています。

### (2) 親子が気軽に相談、交流できる場の提供

#### ○子育て支援センター事業（町）

子育て支援センターでは、未就学児とその保護者を対象に、子育て家庭の育児についての相談、子育てサークル等への支援及び保育に関する情報提供等を実施し、地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図り、子育て家庭に対する育児支援を行っています。

#### ■寄居・男衾子育て支援センター事業参加者数 単位：人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童	753	1,318	2,846	4,796
保護者	636	1,165	2,580	4,458
合計	1,389	2,483	5,426	9,254

※人数は延数

資料：子育て支援課

### (3) 経済的支援の推進

#### ○こども医療費支給事業（県・町）

児童の健康増進と子育て世帯の経済的負担の軽減などを目的とした制度です。受給する方が医療機関などで支払った医療費等の一部を助成しています。

令和4年10月から県内の協定医療機関で受診したときは、窓口払いをしないで診療・調剤を受けられるようになっています。また、令和6年4月から町内の協定接骨院等での療養費も同様に受けられるようになっています。

#### ■こども医療費支給額 単位：千円/件

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給額	76,224	85,085	88,142	102,389

資料：子育て支援課

## ○ひとり親家庭等医療費支給事業（県・町）

ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉を増進することを目的とした制度です。受給する方が医療機関などで支払った医療費等の一部を助成しています。

## ■ひとり親家庭等医療費支給額

単位：千円/件

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給額	7,087	4,969	5,801	16,523

※令和5年1月～ひとり親家庭等の児童はこども医療費から移行

資料：子育て支援課

## ○児童手当支給事業（国・県・町）

児童を養育している家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図ることを目的とした制度です。児童を養育されている方を対象に、支給しています。令和6年10月から制度が改正され、受給する方の所得制限撤廃・支給対象年齢高校生世代拡充・第3子以降の支給額増額・支払い回数年6回に拡充されました。

## ■令和5年度分支給対象児童

単位：千円/人

区分	支給額
3歳未満	6,075
3歳以上～小学校修了前	18,745
中学校修了前	6,220
特例給付（0歳～中学校3年生）	215
合計	31,255

令和6年2月支給状況（施設入所児童含む）資料：子育て支援課

## ○子育て支援交付金支給事業（町）

生まれたこどもの保護者に、子育て家庭の経済的支援とこどもの誕生への町からの祝意として、チャイルドシートの購入などに役立ててもらえるよう、子育て支援交付金を支給しています。令和6年4月からは、第1・2子は30,000円分、第3子以降は50,000円分の電子地域通貨を支給しています。

## ■子育て支援交付金支給額

単位：千円/件

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給額	5,610	4,270	4,350	5,190

資料：子育て支援課

## 6 「こどもまんなか社会」の実現に向けた課題

### (1) 少子化社会対策

少子化の背景には、経済的な不安定さ、出会いの機会の減少、仕事と子育ての両立の難しさ、家事・子育ての負担が依然として女性に偏っている状況、健康上の理由など、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っていることが指摘されています。その上で、少子化を喫緊の課題であることを社会全体で認識する必要があるとされています。一方で、少子化対策は、「こどもまんなか」の考えのもとで、これから生まれてくるこどもや今を生活しているこどもとともに、結婚や子育てをする若い世代を真ん中に据えていくことが求められています。

### (2) 子ども・若者育成支援

令和3年4月に子ども・若者育成支援推進本部で決定された子供・若者育成支援推進大綱では、まず、社会全体の状況としては、こどもの自殺などの生命・安全の危機、孤独・孤立の顕在化、低いウェルビーイング、格差拡大への懸念、SDGsの推進、多様性と包摂性ある社会の形成、リアルな体験とDXの両面展開、成年年齢の引下げ等への円滑な対応などが指摘されています。また、こども・若者が過ごす場ごとの状況として、世帯構造、児童虐待、ひきこもり、家族観の変化といった家庭をめぐる課題や、生徒指導上の課題の深刻化や教職員の多忙化・不足といった学校をめぐる課題、つながりの希薄化といった地域社会をめぐる課題、インターネット利用の拡大といった情報通信環境をめぐる課題、ニートなどの就業をめぐる課題が指摘されています。

### (3) こどもの貧困対策

令和元年11月に閣議決定された子供の貧困対策の推進に関する大綱に係るこども基本法施行前に内閣府の有識者会議で取りまとめられた報告書において、今なお支援を必要とするこどもや家族が多く存在し、その状況は依然として厳しいこと、特に、教育と福祉の連携促進やこども施策と若者施策の融合、貧困の状態にあるこどもや家庭に支援を届ける上での民間団体を含む幅広い主体間の連携体制について改善を求める声が多く更なる施策の充実が必要であるとされています。

#### (4) 子ども・子育て支援

子ども・子育て支援新制度による主な成果としては、安定財源の確保、幼児教育・保育施設の公平な財政支援の実現、幼児教育・保育の無償化、待機児童対策の進展があげられます。一方、課題としては人口減少・こどもの数の減少が進む中での地域における保育の提供の在り方、保育の質の向上に向けた取り組みの強化、医療的ケア児や障害児、家庭環境に特別な配慮が必要な家庭のこどもなど、保育の現場で多様化するニーズへの対応があげられます。

本町においても、子ども・子育て新制度への的確な対応を進め、保育ニーズの充実、保育所待機児童ゼロの維持と保育の質の向上、子育て支援の一層の充実を図る必要があります。多様化する保育ニーズに応えるため、延長保育、一時保育の充実を図るとともに、土曜保育や病児・病後児保育などの推進を図り、女性の活躍等を後押しする支援を積極的に実施していく必要があります。また、教育・保育、子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための措置を講ずるとともに、これに必要な安定した財源の確保に努め、今後さらに、女性の就労等による社会進出が増える中で、低年齢児教育・保育サービスが安定的に提供できる体制の充実を図る必要があります。



## 第3章 基本方針

### 1 基本理念

本町では、これまで「子育て 親育ち 地域育ち 子育てつなぐ寄居町」という基本理念のもと、子ども・子育て支援法第61条に基づく、子ども・子育て支援事業計画を「寄居町子ども・子育てスマイルプラン」と名付けて、各種施策を進めてきました。

本計画においては、次世代育成支援対策行動計画及び子ども・子育て支援事業計画に加えて、こども計画、子ども・若者計画、子どもの貧困対策計画等も含めた、こども施策に関する、総合的な計画を目指します。国のこども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けて、「こども・若者を育み 子育て安心 笑顔あふれる 寄居町」を基本理念と定めます。

#### <基本理念>

**こども・若者を育み 子育て安心 笑顔あふれる 寄居町**

#### (参考) こども基本法におけるこども施策の基本理念

- 1 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるときともに、差別的取扱いを受けないようにすること。
- 2 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるときともに、教育基本法の本質にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 3 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 4 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 5 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

## 2 基本目標

基本理念を実現するため、5つの基本目標を掲げ、各種の施策・事業を展開していくこととします。

### (1) 全ての子ども・若者が健やかに育つまち【基本目標1】

全ての子ども・若者に対して、特定の年齢で途切れることなく、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでの支援が求められています。このような状況を踏まえ、全ての子ども・若者が健やかに育つまちを目指します。

### (2) 安心して結婚・出産・子育てができるまち【基本目標2】

将来にわたる生活の基盤を確保し、若い世代が将来に希望を持って生きられる社会をつくることは、少子化の対策や貧困の解消・貧困の連鎖の防止のための鍵になります。多様な価値観・考え方を尊重することを大前提に、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、子どもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていくことが求められています。このような状況を踏まえ、ライフステージを通じて、安心して結婚・出産・子育てができるまちを目指します。

### (3) 子育て家庭が笑顔で育児ができるまち【基本目標3】

子育ては乳幼児期だけでなく、子どもの誕生前から乳幼児期、学童期、思春期、青年期を経て、おとなまで続くものとの認識のもと、ライフステージを通じて、社会全体で子育て家庭を支えていくことが必要です。また、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、健康でゆとりをもって子どもと向き合えるような環境が求められています。このような状況を踏まえ、子育て家庭が笑顔で育児ができるまちを目指します。

### (4) 「子どもまんなか」やさしさあふれるまち【基本目標4】

全ての子ども・若者が、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、等しくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会が求められています。このような状況を踏まえ、「子どもまんなか」やさしさあふれるまちを目指します。

### (5) 楽しくみんなで成長できる教育・保育を実現するまち（子ども・子育て支援事業計画）【基本目標5】

子ども・子育て支援制度に基づき、ニーズに対応した教育・保育サービス等の提供と子ども・子育て支援の充実等、量の拡充と質の向上が求められています。このような状況を踏まえ、楽しくみんなで成長できる教育・保育を実現するまちを目指します。

### 3 施策の体系

基本目標	基本施策（施策の柱）
1 全ての子ども・若者が健やかに育つまち	(1) 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
	(2) 多様な遊びや体験、活動できる機会づくり
	(3) 子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
	(4) こどもの貧困対策
	(5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援
	(6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
	(7) 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取り組み
2 安心して結婚・出産・子育てができるまち	(1) こどもの誕生前から幼児期までの取り組み
	(2) 学童期・思春期への取り組み
	(3) 青年期への取り組み
3 子育て家庭が笑顔で育児ができるまち	(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
	(2) 保育サービスの質の向上
	(3) 相談・情報提供の充実
	(4) 共働き・共育での推進
	(5) ひとり親家庭等への支援
4 「こどもまんなか」やさしさあふれるまち	(1) 子育てを支援する生活環境の整備
	(2) 子育て支援のネットワークづくり
	(3) 計画推進・進行管理体制の整備
	(4) 関係機関相互の連携促進
5 楽しくみんなで成長できる教育・保育を実現するまち (子ども・子育て支援事業計画)	(1) 教育・保育提供地域の設定
	(2) 量の見込みと質の確保
	(3) 成果目標
	(4) 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上の取り組み

## 第4章 施策の展開

### 【基本目標1】 全ての子ども・若者が健やかに育つまち

基本施策（施策の柱）	施策
(1) 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	① こども基本法の周知、こどもの教育・養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進等 ② こどもの人権に関する意識の向上
(2) 多様な遊びや体験、活動できる機会づくり	① 遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着 ② こどもまんなかまちづくり ③ 子ども・若者が活躍できる機会づくり ④ 子ども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消 ⑤ 各種ボランティア体験機会の充実 ⑥ 命の大切さを体験する機会の充実 ⑦ 地域を知り、愛する体験学習の充実 ⑧ 海外体験学習の推進 ⑨ 身近な遊び場の整備 ⑩ こどもの居場所等の確保
(3) 子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	① プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する研究や相談支援等 ② 慢性疾患・難病を抱える子ども・若者への支援 ③ 育児相談・支援体制の充実 ④ 乳幼児健康診査の充実 ⑤ 小児医療体制の充実促進 ⑥ 予防接種の勧奨 ⑦ 母子保健分野での予防対策
(4) こどもの貧困対策	① 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援
(5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援	① 地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進 等 ② 障害児支援の充実 ③ 障害児受け入れ態勢の強化 ④ 障害児の保育、特別支援教育の充実

基本施策（施策の柱）	施策
<p>(6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 児童虐待防止対策等の更なる強化</li> <li>② 社会的養護を必要とする子ども・若者に対する支援</li> <li>③ ヤングケアラーへの支援</li> <li>④ 児童虐待の早期発見・対応</li> <li>⑤ 訪問指導の強化</li> <li>⑥ 地域ぐるみの児童虐待撲滅活動</li> <li>⑦ 児童虐待の防止</li> </ul>
<p>(7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① こども・若者の自殺対策</li> <li>② こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備</li> <li>③ こども・若者の性犯罪・性暴力対策</li> <li>④ 犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備</li> <li>⑤ 非行防止と自立支援</li> <li>⑥ 防犯灯の設置等による整備</li> <li>⑦ こどもを守る活動の強化</li> <li>⑧ 道路環境の整備</li> <li>⑨ 交通安全教育の推進</li> <li>⑩ チャイルドシートの設置促進</li> </ul>

### 基本施策（1）こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図ります。

#### 〔施策〕

#### ① こども基本法の周知、こどもの教育・養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進等

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
広報活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○町広報誌や町公式ホームページへの掲載、SNSによる発信のほか、小・中学校を通じて、こども基本法やこどもの権利に関する理解を促進します。</li> <li>○春と秋のこどもまんなか月間において児童福祉週間・家族の日・児童虐待防止等について、町公式ホームページや広報誌を通して、児童の育成について周知を図ります。</li> </ul>	子育て支援課

#### ② こどもの人権に関する意識の向上

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
こどもの権利条約の普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>○こどもの権利擁護を推進するため、「児童の権利に関する条約」の普及に努めます。</li> <li>○こども家庭センターにおいて、保護者を対象とした講座を開催します。</li> </ul>	子育て支援課

## 基本施策（2）多様な遊びや体験、活動できる機会づくり

子どもや若者、子育て家庭の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めます。

### 〔施策〕

#### ① 遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
こどもの居場所等支援事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○こどもの居場所づくりを推進し、こどもの遊びや体験を通じ、生活習慣を身に付けることができるよう支援します。</li> <li>○こども食堂等を支援し、地域の方々との交流を深め、こどもの成長を見守ります。</li> </ul>	子育て支援課

#### ② こどもまんなかまちづくり

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
こどもの意見を取り入れたまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○こどもや若者の一人ひとりの意見を聴いて、その声を大切にし、こどもや若者のみなさんにとって最もよいことは何かを考え、こどもに関する取り組み・政策に反映します。</li> </ul>	子育て支援課

#### ③ こども・若者が活躍できる機会づくり

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
こども・若者の意見・提案の機会づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「こども・若者会議」の設置を検討し、こどもや若者が自ら考え、意見を言える機会・提案を実現できる機会とし、こどもたちや若者等の意見を尊重します。</li> </ul>	子育て支援課

## ④ こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
広報活動の推進	○町広報誌や町公式ホームページへの掲載、SNSによる発信のほか、小・中学校を通じて、こども・若者の可能性を広げ、ジェンダーギャップに関する理解を促進します。	子育て支援課

## ⑤ 各種ボランティア体験機会の充実

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
ボランティア体験機会の充実	○町民が相互に助け合うことの大切さを体験により学ぶことができるよう、ボランティアを体験する機会の充実を図ります。 ○福祉の心を育む機会として、小学生・中学生等が町内高齢者施設利用者とふれあう交流活動を推進します。	福祉課 (寄居町社会福祉協議会)

## ⑥ 命の大切さを体験する機会の充実

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
こどもを生き育てることの意義、生命の大切さを学ぶ機会の促進	○次代の親の育成として、中学生・高校生等がこどもを生き育てることの意義、生命の大切さを学ぶ機会を増やすため保育所を訪問し、乳幼児とのふれあい体験を広げる取り組みを推進します。	教育指導課 子育て支援課
	○AEDの操作など、救命に関する学習を通して、いざというときに、主体的に行動できる児童生徒の育成を図ります。	教育指導課

## ⑦ 地域を知り、愛する体験学習の充実

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
子ども大学よりの開催	○小学生が、大学教授や地域の専門家等から直接講義を受ける機会を作り、こどもの学ぶ力や生きる力の向上を図ります。	生涯学習課
農林業体験の充実	○学校農園での農作業体験や、緑の少年団による山林での植樹・下刈り体験等を通じ、農林業体験の充実を図ります。	産業振興 企業誘致課 教育指導課

## ⑧ 海外体験学習の推進

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
中学生海外相互交流事業の実施	○米国メアリズビル市との交流事業の一環として、お互いの文化や教育への理解を深めるとともに、国際化社会に対応する人材の育成を図ります。	生涯学習課

## ⑨ 身近な遊び場の整備

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
地域子育て相談機関の整備・子育て支援センターの拡充	○妊産婦及び子どもとその家庭を対象にイベントや講座を通して、身近な遊び場として事業実施を推進します。 ○18歳を超えるこどもの相談について、適切な支援や関係機関につなぐなど対応を検討します。	子育て支援課
こどもの遊び場の整備・充実	○自治会(区)が管理している児童遊園地及びその遊具の整備等に対して補助金を交付し、こどもの遊び場の整備・充実を促進します。	子育て支援課
公園の管理	○運動公園・街区公園の管理や巡視を定期的に行い、安全・安心な環境の創出に努めます。 ○鉢形城公園の管理に努めます。	都市計画課 生涯学習課

## ⑩ こどもの居場所等の確保

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
放課後児童健全育成事業	○保護者が就労等により昼間に不在となる小学生を対象に、放課後児童クラブなど、安心して過ごせる「遊び」や「生活の場」となる事業を実施し、健全な育成を図ります。	子育て支援課
こども食堂等こどもの居場所等の支援	○こども食堂等こどもの居場所に関し、情報収集を行うとともに、運営を支援します。 ○多様かつ複合的な困難を抱えるこどもと家庭を対象に、地域の支援体制と生活支援を強化する事業を推進します。	子育て支援課



### 基本施策（3）こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

こどもや若者、子育て家庭のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援します。

#### [施策]

#### ① プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する研究や相談支援等

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
こども家庭センター 相談支援の充実	○若い男女が将来のライフプランを考えて、生活や健康と向き合うプレコンセプションケアと、胎児から新生児・小児・思春期を経て次世代を生き育てる成人世代の心身の健康を捉える成育医療について相談に応じ、支援します。	子育て支援課

#### ② 慢性疾患・難病を抱えるこども・若者への支援

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
こども家庭センター 相談支援の充実	○難病や慢性疾患・障害のあるこどもの家庭を対象に、相談に応じ、支援策を検討します。 ○困難な課題を抱えた若者の相談に応じ、支援策を検討します。	子育て支援課

#### ③ 育児相談・支援体制の充実

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
健康相談・育児学級等の充実	○発達段階に応じた、健康な生活習慣に対する育児支援を行い、母子共に心身の健康の保持・増進を図ります。 ○発育発達について心配のある乳幼児と保護者に対して、専門的で適切な相談が行えるよう事業の充実に努めます。	健康づくり課

## ④ 乳幼児健康診査の充実

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
乳幼児健康診査の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○身体発育及び精神発達の面から重要な時期である乳幼児に対し、健康診査を実施します。</li> <li>○身体発育、精神発達などの障害を早期発見するとともに、適切な保健・歯科指導を行うことで、心身の健全な発達を促し、乳幼児の健康の保持・増進に努めます。</li> <li>○保護者の育児不安の解消に努め、安心して子育てができるよう支援します。</li> </ul>	健康づくり課

## ⑤ 小児医療体制の充実促進

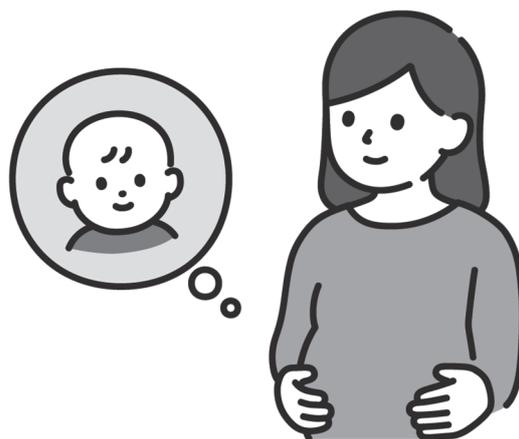
主な取り組み	取り組みの概要	担当課
小児医療充実の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○熊谷・深谷・児玉地区における小児救急医療支援事業及び二次救急医療圏における初期救急体制（こども夜間診療所）の充実を図るとともに小児医療に係る情報提供に努めます。</li> </ul>	健康づくり課

## ⑥ 予防接種の勧奨

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
予防接種の勧奨	<ul style="list-style-type: none"> <li>○乳幼児健康診査や訪問を始めとする各種母子保健事業で予防接種の勧奨を行ない、感染症予防に努めます。</li> </ul>	健康づくり課

## ⑦ 母子保健分野での予防対策

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
母子保健分野での予防対策	○妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的相談支援及び全ての妊産婦等の状況の継続的な把握に努めます。 ○出産前に支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（特定妊婦）や育児に悩む母親等からの相談・支援を実施します。また、必要に応じ、専門関係機関を紹介する等、連絡・調整及び連携を図ります。	子育て支援課



### 基本施策（4）こどもの貧困対策

良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるよう支援します。

#### [施策]

#### ① 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
重層的支援体制の充実	○高齢・障害・児童・生活困窮・DV 被害等の困難な課題を抱える家庭を関係課と協力し、総合的に支援します。	福祉課 人権推進課 教育指導課 健康づくり課 子育て支援課
こどもの居場所づくり等の推進	○こども食堂や学習支援等、こどもの居場所づくりを推進し、こどもと子育て家庭を支援します。	子育て支援課
こども家庭センター 関係機関体制づくり	○こども・若者の教育支援、子育て家庭が生活の安定に必要な支援、保護者の就労支援及び経済的支援を検討し、関係機関と連携を図ります。	子育て支援課

## 基本施策（5）障害児支援・医療的ケア児等への支援

地域の支援体制の強化・インクルージョンの推進、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取り組みを推進します。

## 〔施策〕

## ① 地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進 等

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
こども家庭センター 関係機関体制づくり	○こども家庭センターを中心に、難病や慢性疾病・障害のあるこどもの家庭を対象に、相談に応じ、地域における支援策を検討します。	子育て支援課
障害児相談体制の強化	○身体・知的・精神（発達障害、高次脳機能障害）障害児に対する相談、助言、情報提供等の相談支援体制の充実に努めるほか、関係機関と連携を図ります。	福祉課 健康づくり課 子育て支援課

## ② 障害児支援の充実

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
障害児通所支援等の充実	○障害のあるこどもを対象に、日常生活での基本的な動作の指導や、集団生活への適応訓練等を行う施設への通所支援等を行います。	福祉課 健康づくり課
居宅訪問型児童発達支援	○児童発達支援等を受けるために外出することが困難な障害のあるこどもの家庭等の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援体制の整備に努めます。	福祉課 健康づくり課 子育て支援課
医療的ケア児に対する支援	○医療的ケア児が必要な支援を受けられるよう関係機関が連絡調整を図るとともに、地域で安心して暮らしていけるよう、関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置し、支援体制の整備に努めます。	福祉課 健康づくり課 子育て支援課
	○小・中学校において、医療的ケア児が必要な支援を受けられるよう関係機関と連絡調整を図るとともに、支援体制の整備に努めます。	教育指導課
	○保育所・幼稚園等において医療的ケア児が必要な支援を受けられるよう関係機関と連絡調整を図るとともに、支援体制の整備に努めます。	子育て支援課

障害児支援体制の充実	○国の基本指針に基づき、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児の状況や支援ニーズの把握に努めるとともに、関係機関と連携及び支援体制の充実を図ります。	福祉課 健康づくり課 子育て支援課
------------	--	-------------------------

## ③ 障害児受け入れ態勢の強化

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
障害児等保育の充実	○集団生活が可能な障害のあるこども等の保育の受入体制を整え、障害児等保育の充実を図ります。	子育て支援課
障害児の放課後児童クラブ受入体制の整備促進	○入所要件に適合するすべての児童を受け入れる体制の整備を促進します。	子育て支援課
障害児等保育に対する保育所訪問支援の充実	○心理士等が幼稚園・保育所を訪問し、こどもたちが集団生活に適應できるよう、幼稚園教諭や保育士及び保護者を支援します。	子育て支援課

## ④ 障害児の保育、特別支援教育の充実

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
障害児の教育の充実	○障害のある児童生徒の健全な発達を促進するため、その機会の充実に努めます。 ○幼稚園・保育所を訪問し、必要に応じて就学相談を行います。	教育指導課
特別支援教育(障害児教育等)の充実	○心身に障害のある児童生徒に対する正しい理解と認識を深めるとともに、障害に応じた教育や交流教育の推進に努めます。	教育指導課

## 基本施策（6）児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

児童虐待のリスクを踏まえ、子育て世帯が孤立しないよう支援するため、こども家庭センターと要保護児童対策地域協議会が、こども食堂やこどもの居場所づくりの民間支援団体等の地域ネットワークにより、こどもや家庭を見守り、必要な支援につなげる体制の強化を推進します。また、表面化しにくいヤングケアラーの孤独・孤立を防ぎ、継続した相談・支援体制の構築を推進します。

### 〔施策〕

#### ① 児童虐待防止対策等の更なる強化

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
こども家庭センター 相談支援の充実	○こども家庭センターを中心に、子育て世帯への経済的支援の強化、児童虐待や貧困対策の対応を含めた、サポートプランを作成し、子育て家庭を支援し、児童虐待を未然に防止します。	子育て支援課

#### ② 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
こども家庭センター 相談支援の充実	○社会的養護を必要とするこども・若者への経済的支援の強化、児童虐待や貧困対策の対応強化を関係機関と連携し、検討します。	子育て支援課
里親支援と里親制度の周知	○里親制度の周知を図り、地域で里親家庭が安心して子育てできるよう児童と里親家庭を支援します。	子育て支援課

#### ③ ヤングケアラーへの支援

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
重層的支援体制の充実	○高齢・障害・児童・生活困窮・DV 被害等の困難な課題を抱える家庭を関係課と協力し、総合的に支援します。	福祉課 人権推進課 教育指導課 健康づくり課 子育て支援課
	○ヤングケアラーの家庭に必要なサポートプランを作成し、子育て家庭を支援します。	子育て支援課

## ④ 児童虐待の早期発見・対応

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
児童虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童相談所、警察、町その他の関係機関と連携の強化を図ります。</li> <li>○こども家庭センターを中心に、相談支援等の充実を図ります。</li> <li>○児童虐待を防止するため、町広報などによる周知に努めます。</li> </ul>	人権推進課 子育て支援課
虐待の早期発見・早期対応への取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係機関や地域との連携により、早期発見・早期対応に努めます。</li> <li>○要保護児童対策地域協議会における関係機関との連携により、組織的な対応の強化を図ります。</li> </ul>	子育て支援課

## ⑤ 訪問指導の強化

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
養育支援が必要な家庭への家庭訪問事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○さまざまな原因で養育が困難になっている家庭へ保健師等専門職員が家庭訪問を実施し、乳幼児の健やかな成長を支援するとともに親の育児不安の軽減に努めます。</li> <li>○関係機関と連携を図り、専門的な支援の提供に努めます。</li> <li>○要保護・要支援児童のいる家庭への支援を実施し、児童虐待の未然防止に努めます。</li> </ul>	子育て支援課

## ⑥ 地域ぐるみの児童虐待撲滅活動

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童相談所等関係機関と連携し、相談体制の充実に努めます。</li> <li>○児童相談所主催の研修会等に積極的に参加し、専門的知識の習得に努めます。</li> </ul>	子育て支援課
DV対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○DV被害者のこどもは、暴力を受けている可能性が高く、例え暴力を振るわれていなくても児童の面前での暴力は児童虐待にあたることから、DV被害者とともに、こどもへのきめ細やかな支援に努めます。</li> </ul>	人権推進課 子育て支援課

## ⑦ 児童虐待の防止

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
こどもの権利侵害に対応する相談業務の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○こどもの権利擁護を意識し、DV相談や心配ごと相談の対応をします。</li> <li>○小・中学生対象に「こどもの人権SOSレター」を配布します。</li> </ul>	人権推進課

**基本施策（7）子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取り組み**

こどもの自殺対策を推進し、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備や子ども・若者の性犯罪・性暴力対策を推進します。

## [施策]

**① 子ども・若者の自殺対策**

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
相談体制の充実	○町広報誌や町公式ホームページへの掲載、SNSによる発信のほか、小・中学校を通じて、子ども・若者にもこころの相談窓口の周知を図ります。	健康づくり課 子育て支援課

**② こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備**

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
広報活動の推進	○町広報誌や町公式ホームページへの掲載、SNSによる発信のほか、小・中学校を通じて、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境に関する理解を促進します。	教育指導課 子育て支援課

**③ 子ども・若者の性犯罪・性暴力対策**

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
地域でこどもを守る活動の推進	○町広報誌や町公式ホームページへの掲載、SNSによる発信のほか、小・中学校を通じて、子ども・若者の性犯罪・性暴力対策に関する活動を推進します。	子育て支援課

## ④ 犯罪被害、事故、災害から子どもを守る環境整備

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
広報活動の推進	○町広報誌や町公式ホームページへの掲載、SNSによる発信のほか、小・中学校を通じて、犯罪被害、事故、災害から子どもを守る環境に関する理解を促進します。	自治防災課 生活環境 エコタウン課 子育て支援課

## ⑤ 非行防止と自立支援

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
こども家庭センター 相談支援の充実	○こども家庭センターを中心に、こどもの非行防止と自立支援を目的に児童虐待や貧困対策の対応を含めた、サポートプランを作成し、子育て家庭を支援します。	子育て支援課

## ⑥ 防犯灯の設置等による整備

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
防犯灯の設置	○通学路等の防犯対策として、必要な場所へ防犯灯を設置し、夜間における防犯と通行の安全確保を推進します。	生活環境 エコタウン課

## ⑦ 子どもを守る活動の強化

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
不審者から子どもを守る対応マニュアルの活用	○埼玉県教育委員会の示したマニュアルに基づき、各学校の実態に即した対応マニュアルを作成し、不審者対策の訓練等を実施します。	教育指導課
	○各保育所において保育所防犯マニュアルに基づき、不審者対策の訓練等を実施します。	子育て支援課
防犯ブザー及び通学用ヘルメットの配布	○こどもの安全確保のため、新小学1年生に防犯ブザーを配布するほか、小学校の入学祝いと6年生の卒業祝いとしてヘルメットを配布します。	教育総務課

地域で子どもを守る活動の推進	○こどもの安全確保をするために「子ども110番の家」の設置や「子ども見守り隊」の募集を呼びかけるとともに、学校と地域が連携したこどもに安全な地域環境づくりを進めます。	生涯学習課
----------------	---	-------

## ⑧ 道路環境の整備

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
安全な道路環境の整備	○こどもの安全を確保するため、通学路などにおける、環境整備を引き続き推進します。	建設課

## ⑨ 交通安全教育の推進

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
交通安全教育の推進	○保育所及び小・中学校に出向いて交通安全教室を開催し、交通事故防止の教育を行います。	生活環境 エコタウン課

## ⑩ チャイルドシートの設置促進

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
乳幼児の保護者に対するチャイルドシートの着用、正しい使用の徹底	○保護者に対し、チャイルドシートの着用の徹底を図るため、その使用効果及び正しい使用方法についての周知を図ります。	生活環境 エコタウン課

## 【基本目標2】 安心して結婚・出産・子育てができるまち

基本施策（施策の柱）	施策
(1) こどもの誕生前から幼児期までの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保</li> <li>② こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実</li> <li>③ こどもたちの生きる力の向上</li> </ul>
(2) 学童期・思春期への取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>① こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の体制等</li> <li>② 居場所づくり</li> <li>③ 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実</li> <li>④ 青年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育</li> <li>⑤ いじめ防止</li> <li>⑥ 不登校のこどもへの支援</li> <li>⑦ こどもや保護者などからの意見を参考とする校則の見直し</li> <li>⑧ 体罰や不適切な指導の防止</li> <li>⑨ 高校中退の予防、高校中退後の支援</li> <li>⑩ こどもたちの生きる力の向上</li> <li>⑪ いじめ、不登校等の未然防止及び解消</li> <li>⑫ 地域に開かれた学校づくりの促進</li> <li>⑬ 食育の推進</li> <li>⑭ 地域の食材、味覚への理解促進</li> <li>⑮ 小・中学校における性に関する指導の充実</li> <li>⑯ 薬物対策の推進</li> <li>⑰ こころの相談、健康学習の充実</li> <li>⑱ 健全育成活動の展開</li> </ul>
(3) 青年期への取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 高等教育の就学支援、高等教育の充実</li> <li>② 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取り組み</li> <li>③ 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援</li> <li>④ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実</li> </ul>

### 基本施策（1）こどもの誕生前から幼児期までの取り組み

こどもの「誕生前から幼児期まで」の時期を支えることを通じて、今をともに生き、次代をつくる存在であるこどもの生涯にわたるウェルビーイングの向上を図ります。

#### [施策]

#### ① 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
医療費・補助金の支給	○妊婦健診の費用の助成や妊婦のための支援給付を支給します。 ○こどもが必要とする医療を受けやすくするため、こども医療費を支給します。	子育て支援課

#### ② こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
地域子育て等相談支援の充実	○子育て支援センターを中心に、保育士との親子遊び、子育て相談、こどもの計測等の事業を通じて、子育て家庭を支援します。	子育て支援課

#### ③ こどもたちの生きる力の向上

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
幼児教育の充実	○地域に開かれた幼児教育の環境づくりを促進します。	子育て支援課
	○幼稚園・保育所等との連携を図り、就学前のこどもがスムーズに小学校生活に移行できる連絡会を小学校単位で引き続き実施します。	教育指導課

## 基本施策（2）学童期・思春期への取り組み

ライフイベントの多様性を尊重しつつ、全ての人が、学童期・思春期・青年期から、教育機関や地域において、乳幼児の育ちや子育てについて学んだり、乳幼児と関わったりする体験ができる機会により、こどもも「こどもまんなか社会」のづくり手であるという自覚を持つような社会の実現を目指します。

### 〔施策〕

#### ① こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の体制等

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
進路指導・生き方の指導の充実	○進路指導は、生徒一人ひとり、自分の将来の生き方への関心を深め、自分の能力・適性等により、将来の進路決定へつながります。こどもが安心して過ごし、学ぶことのできる質の高い公教育を目指します。	教育指導課

#### ② 居場所づくり

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
こどもの居場所等支援事業の実施	○こどもの居場所づくりを推進し、こどもの遊びや体験を通じ、生活習慣を身に付けることができるよう支援します。 ○こども食堂等を支援し、地域の方々との交流を深め、こどもの成長を見守ります。	子育て支援課
小・中学校の図書室の充実	○児童生徒の情操教育を推進し、学びと自己研鑽の場所として、小・中学校の図書室の内容の充実を図ります。	教育総務課
子どもギネス大会の開催	○町内小学校で取り組んでいる運動種目を取り上げ、記録への挑戦という過程を通して、楽しみながら心身の健全な発育や仲間づくり等を推進します。	生涯学習課

## ③ 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
小児医療体制の充実	○医療機関や保健所等関係機関と協力し、小児医療体制やこどものこころのケアの充実を図ります。	健康づくり課
	○こどもの心や身体の健康について、関係機関と協力し、こどもと家族に寄り添った支援をします。	子育て支援課

## ④ 青年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
学校での性に関する指導の実施	○児童生徒が性について正しく理解し、適切な行動が取れるよう、思春期や妊娠・出産等に必要な知識の習得を図ります。	教育指導課

## ⑤ いじめ防止

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
進路指導・生き方の指導の充実	○児童生徒が楽しく学び、いきいきと学校生活を送れるよう、指導の充実及びいじめの早期発見・早期対応を図ります。	教育指導課

## ⑥ 不登校のこどもへの支援

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
こども家庭センター相談支援の充実	○不登校のこどもと家庭に寄り添った支援を検討します。	子育て支援課
	○不登校の児童生徒の保護者を対象に話し合いの会を開催する等、不登校の児童生徒と家庭を支援します。	教育指導課

## ⑦ こどもや保護者などからの意見を参考とする校則の見直し

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
進路指導・生き方の指導の充実	○児童生徒と教員が話し合い、こどもの意見を反映しながら、新たなルールとなる校則の運用を検討します。	教育指導課

## ⑧ 体罰や不適切な指導の防止

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
校内研修の充実	○国や県の資料等を活用して、教職員一人一人が、体罰等による事故について、自分事として考えられる研修を展開します。	教育指導課

## ⑨ 高校中退の予防、高校中退後の支援

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
こどもの居場所等支援事業の実施	○高校中退は、こどものその後の人生に影響することから、中退後の転学や就労について関係機関と協力し、こどもと家庭に寄り添った支援をします。	子育て支援課

## ⑩ こどもたちの生きる力の向上

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
確かな学力の向上	○学力調査結果を分析して学習状況を把握し、学力向上推進委員会で方策を検討し、学習指導の改善に努めます。 ○中学生を対象とした「より・E土曜塾」や小学6年生を対象とした「より・E小学生英語塾」により、学習意欲の高揚と家庭学習習慣を定着させ、学力の向上を図ります。 ○公費負担で英検を受験できるようにすることで、英語に対する意欲と英語力の向上を図ります。	教育指導課
道徳教育等の推進	○道徳教育全体計画・年間指導計画及び学級における道徳の指導計画を作成し、「道徳」の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて道徳教育を推進します。	教育指導課

進路指導・生き方の指導の充実	○小・中学校では、児童生徒が自ら将来について考えられるよう、進路指導・キャリア教育の充実を図ります。	教育指導課
学校の教育環境の充実	○学校施設については、危険箇所や老朽化が進んでいる施設の改修を行います。 ○学習用備品の適切な整備を行います。	教育総務課
小中一貫教育の推進	○保護者、地域住民等との協議を行い、小中一貫教育の取り組みを推進します。	教育指導課
健康教育の推進	○埼玉県学校健康教育指針「学校・家庭・地域で育てよう埼玉の健康な子どもたち」に沿った取り組みを行い、健康に対する意識を高め、自ら進んで健康な生活が送れるこどもたちを育てます。	健康づくり課 教育指導課

## ⑪ いじめ、不登校等の未然防止及び解消

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
いじめ、非行、不登校等への対応	○いじめや不登校等に対応するために、教育相談体制を充実させるとともに、学校、家庭、地域及び教育サポートセンター、教育支援センター、関係機関等との連携を図ります。	教育指導課
問題行動等の未然防止、早期発見・対応	○問題行動等の未然防止、早期発見・対応を図り、学校と保護者との連携のもと、児童生徒の健全育成を推進します。	教育指導課

## ⑫ 地域に開かれた学校づくりの促進

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
地域に開かれた学校づくりの推進	○中学校区ごとに設置している学校運営協議会で、保護者や地域住民等からの意見を学校の教育活動に生かし、児童生徒の健やかな成長を促進するとともに、開かれた学校づくりを進めます。	教育指導課

## ⑬ 食育の推進

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
母子保健事業における食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○パパママ学級において、栄養士による「妊娠中の栄養」について学ぶ機会を設けるほか、乳幼児健康診査などさまざまな母子保健事業で食育の推進を図ります。</li> <li>○母子健康手帳交付時に、食育に関するパンフレットを配布し、意識の向上を図ります。</li> </ul>	健康づくり課 子育て支援課
給食による食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童生徒に、栄養バランスのとれた、安全でおいしい給食の提供に努めます。</li> <li>○小・中学校で作成した食育全体計画をもとに児童生徒が望ましい食生活の基本と食習慣を身につけ、食事を通して、自らの健康管理ができるように努めます。</li> </ul>	教育総務課 教育指導課 子育て支援課
こども食堂等こどもの居場所の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○こども食堂等こどもの居場所に関し、情報収集を行うとともに、運営を支援します。</li> </ul>	子育て支援課

## ⑭ 地域の食材、味覚への理解促進

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
ふるさとの食文化・食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育所や小・中学校の給食に季節の果物や野菜をメニューに取り入れ、故郷の食文化等の理解を深めます。</li> </ul>	教育総務課 子育て支援課

## ⑮ 小・中学校における性に関する指導の充実

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
学校での性に関する指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保健学習の時間や総合的な学習の時間等を活用して、性や健康に関する教育を実施します。</li> </ul>	教育指導課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校からの要請に対し町保健師が性や健康に関する教育を実施します。</li> </ul>	健康づくり課

## ⑩ 薬物対策の推進

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
薬物乱用防止教室の実施	○喫煙・飲酒・薬物乱用による心身の健康への影響等の理解を深めるため、すべての小・中学校において、専門家による薬物乱用防止教室を毎年開催します。	教育指導課

## ⑪ こころの相談、健康学習の充実

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
こころの相談	○さわやか相談員や教育サポートセンター相談員、スクールカウンセラーとの連携により、関係者や家族から心の健康や悩みに関する相談を随時受け、適切な機関を紹介するなど、相談支援を行います。	健康づくり課 教育指導課

## ⑫ 健全育成活動の展開

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
青少年の健全育成	○青少年相談員の事業活動を支援し、こどもの健やかな成長に寄与します。	子育て支援課
青少年健全育成町民会議活動の推進	○学校・家庭・地域と連携し、青少年の健全育成を広域的・総合的に推進します。	生涯学習課
非行少年の立ち直り支援	○学校や保護司等関係機関との連携を図り、悩みを抱えた青少年や保護者を支援します。	福祉課

### 基本施策（3）青年期への取り組み

青少年が社会との関係の中で自己実現を図れるよう、社会全体で「社会の子」として青少年の自立への意欲を育て、青少年にとって保護者、教職員に次ぐ「第三の大人」として地域の大人が青少年を積極的に支援する社会の実現を目指します。

#### [施策]

#### ① 高等教育の就学支援、高等教育の充実

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
若者・子育て家庭等就学支援の実施	○低所得世帯やひとり親家庭等の進学を希望する子どもと家庭を支援するため、進学のための検定料や受験料の補助金を検討します。	子育て支援課

#### ② 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取り組み

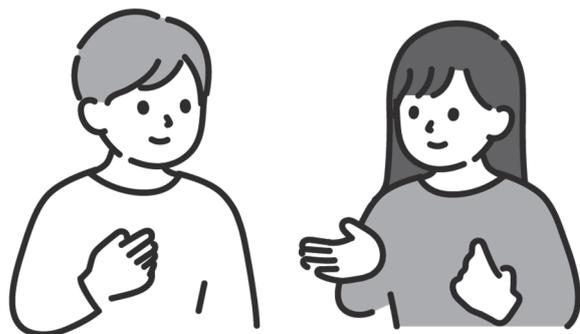
主な取り組み	取り組みの概要	担当課
若者・子育て家庭等就労支援の実施	○若者の安定的雇用の確保や若者非正規労働者を減少させ、若者を育てる社会を実現するため、ハローワーク等関係機関と連携し、若者と家庭を支援します。	産業振興 企業誘致課
	○就労や日常生活に支障がある若者や家庭を対象に、関係機関と協力し、相談及び支援の充実を図ります。	子育て支援課

#### ③ 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
結婚新生活支援事業の実施	○夫婦として新生活をスタートさせる世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用（家賃、引越費用等）を支給し、経済的支援を実施します。	総合政策課

## ④ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
地域子育て等相談支援の充実	○子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する地域子育て支援拠点の充実と地域子育て相談機関の設置を推進します。	子育て支援課



## 【基本目標3】 子育て家庭が笑顔で育児ができるまち

基本施策（施策の柱）	施策
(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減</li> <li>② 高等教育について、更なる支援拡充の検討</li> <li>③ 基礎的な経済支援としての児童手当の位置づけの明確化、拡充</li> <li>④ 医療費等の負担軽減</li> <li>⑤ こども医療費の支給</li> <li>⑥ ひとり親家庭等医療費の支給</li> <li>⑦ 児童手当等の推進</li> <li>⑧ 幼児教育・保育の無償化</li> <li>⑨ 第3子以後保育料等の無料化</li> <li>⑩ 第3子以降学校給食費の無料化</li> <li>⑪ 各種経済的支援の推進</li> </ul>
(2) 保育サービスの質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 一時預かり、ファミリー・サポート・センター、家庭支援に関する取り組みの推進</li> <li>② 訪問型を含めた家庭教育支援チームの普及</li> <li>③ 保育施設の整備充実</li> <li>④ 保育内容の充実</li> </ul>
(3) 相談・情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>① オンラインを活用した相談やプッシュ型の情報提供</li> <li>② 体罰によらない子育てに関する啓発</li> <li>③ 相談・指導の充実</li> <li>④ 地域子育て支援センター事業等の推進</li> <li>⑤ 母子保健サービスの充実</li> <li>⑥ こどもの健やかな発達の促進</li> <li>⑦ 不妊治療費等の助成</li> <li>⑧ 子育て支援情報の提供</li> <li>⑨ 子育てガイドブックの配布、内容の充実</li> </ul>

<p>(4) 共働き・共育ての推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 育児休業制度の強化</li> <li>② 長時間労働の是正や働き方改革の促進</li> <li>③ 男性の家事・子育てへの参画の促進、企業の福利厚生充実</li> <li>④ 男性の育児休業が当たり前になる社会の実現</li> <li>⑤ 各種講座等の開催</li> <li>⑥ 女性の職業生活における活躍の推進</li> <li>⑦ 労働者及び就労希望者への働きかけ</li> </ul>
<p>(5) ひとり親家庭等への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 児童扶養手当等による経済的支援、各家庭の状況に応じた生活支援、子育て支援、就労支援等の適切な実施</li> <li>② こどもに届く生活・学習支援の推進</li> <li>③ プッシュ型による相談支援やワンストップで必要な支援につなげる相談支援体制の強化</li> <li>④ 安全・安心な親子の交流の推進</li> <li>⑤ 養育費に関する相談支援や取り決めの促進強化</li> <li>⑥ ひとり親家庭等の福祉の充実</li> <li>⑦ 雇用促進及び生活安定の促進</li> </ul>

### 基本施策（1）子育てや教育に関する経済的負担の軽減

子育て家庭の精神的・身体的・経済的負担の軽減を図るとともに、地域における各種保育サービス等の利用を促進し、子育て環境の向上を目指します。

#### [施策]

#### ① 幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
子育て家庭等経済的支援の実施	○高校生世代までのこどもを養育している保護者等へ児童手当を支給し、経済的支援を実施し、切れ目なく支援します。 ○国の制度に基づく教育無償化により、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課 教育総務課
就学援助費の補助	○町立の小・中学校に通学している児童生徒の保護者で、経済的に困難な家庭を対象に、学用品費等の就学費用の一部を補助します。	教育総務課
高校生等の修学資金給与	○修学の意欲を有しながら経済的な理由により修学が困難な町内に居住している高校生等に対し、修学資金を給与します。	教育総務課

#### ② 高等教育について、更なる支援拡充の検討

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
子育て家庭等経済的支援の実施	○低所得世帯やひとり親家庭等の進学を希望するこどもと家庭を支援するため、進学のための検定料や受験料の補助金を交付します。	子育て支援課

#### ③ 基礎的な経済支援としての児童手当の位置づけの明確化、拡充

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
子育て家庭等経済的支援の実施	○所得上限額撤廃、第3子以降のこどもを増額、支給対象年齢を高校生世代まで拡大、多子加算年齢の引き上げ、支給年齢の引き上げ等拡充し、こどもを養育している保護者等へ児童手当を支給します。	子育て支援課

## ④ 医療費等の負担軽減

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
子育て家庭等経済的支援の実施	○こども医療費及びひとり親家庭等の受給者へ医療費等を支給し、子育て家庭の経済的支援を図ります。	子育て支援課

## ⑤ こども医療費の支給

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
こども医療費支給事業等の推進	○18歳未満までの入院及び通院に伴うこどもの医療費を助成し、経済的負担を軽減します。 ○こども医療費制度の普及に努めます。	子育て支援課

## ⑥ ひとり親家庭等医療費の支給

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
ひとり親家庭等医療費支給事業等の推進	○ひとり親家庭等の医療費を助成し、経済的負担を軽減します。 ○ひとり親家庭等医療費制度の普及に努めます。	子育て支援課

## ⑦ 児童手当等の推進

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
児童手当、児童扶養手当制度の普及・周知	○児童手当制度、児童扶養手当制度及び特別児童扶養手当制度の普及・周知に努めます。	子育て支援課

## ⑧ 幼児教育・保育の無償化

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
幼児教育・保育の無償化	○国の制度に基づく幼児教育・保育の無償化により、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。 ○子育てのための施設等利用給付の円滑な実施を促進します。	子育て支援課

## ⑨ 第3子以後保育料等の無料化

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
第3子以後保育料等の無料化等	○保育所、幼稚園等に入所（園）している第3子以後の児童に対する保育料及び副食費の無料化を推進します。	子育て支援課

## ⑩ 第3子以降学校給食費の無料化

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
第3子以降学校給食費の無料化	○小・中学校に通学している第3子以降の児童生徒に対する給食費の無料化を推進します。	教育総務課

## ⑪ 各種経済的支援の推進

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
子育て支援交付金支給事業の推進	○町民として生まれたこどもの保護者に子育て家庭の経済的支援とこどもの誕生への祝意として、子育て支援交付金支給事業を実施します。	子育て支援課
パパ・ママ応援ショップ事業の促進	○県と連携し、パパ・ママ応援ショップの利用促進を図ります。	子育て支援課
小・中学生の学力向上のための経済的支援	○小・中学生の学力向上のための「より・E・小学生英語塾」「より・E・土曜塾」の実施や英検受験料の公費負担により、子育て家庭の経済的負担を軽減します。	教育指導課

## 基本施策（2）保育サービスの質の向上

こどもの健やかな成長に大きな影響を及ぼす保育サービスの質を向上し、こどもが元気に楽しく過ごせる保育施設であるとともに、保護者が安心して育児ができる、子育て環境の向上を図ります。

### ① 一時預かり、ファミリー・サポート・センター、家庭支援に関する取り組みの推進

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
子ども・子育て支援事業の拡充	○仕事や家庭において保育を受けることが一時的に困難となったこどもを保育所等で預かる一時保育やファミリー・サポート・センター事業をより利用しやすい制度になるよう充実を図ります。	子育て支援課

### ② 訪問型を含めた家庭教育支援チームの普及

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
子ども・子育て支援事業の拡充	○保護者の身近な地域での子育てや家庭教育を支援する活動を行う家庭教育支援チームをつくります。 ○チームの担当者が家庭を訪問して個別の相談対応や情報提供を行う訪問型家庭教育支援について、地域人材の活用や事業の実施について検討します。	子育て支援課

### ③ 保育施設の整備充実

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
保育所等の整備・修繕	○保育所（園）や放課後児童クラブ等施設の整備・修繕を計画的に実施し、子育て環境の改善に努めます。（照明設備（LED）の改修、空調設備の改修、調理場、プレイコート、トイレ改修（バリアフリー化）、遊具の整備・更新、防犯対策整備等）	子育て支援課 財務課

## ④ 保育内容の充実

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
情報提供の充実	○保育施設の案内の配布、インターネットや多様な情報媒体を活用し、子育て情報の充実に努めます。	子育て支援課
児童の受入体制の整備促進	○入所要件に適合するすべての児童を受け入れる体制の整備を促進します。 ○外国人幼児等が円滑な教育・保育等の利用ができるよう必要な支援に努めます。	子育て支援課
低年齢児保育の充実	○町立保育所、認可保育園及び小規模保育事業所等で引き続き、0歳児からの低年齢児保育を実施します。	子育て支援課
通常保育の充実	○保育標準時間における通常保育の充実に努めます。	子育て支援課
延長保育事業	○町立保育所、認可保育園で11時間を超える延長保育に取り組みます。	子育て支援課
一時預かり保育事業	○町立保育所において、一時保育事業を実施します。また、保護者のリフレッシュや緊急時に一時的な預かり保育の普及のため情報提供に努めます。 ○認可保育園の一時保育事業の実施を促進します。	子育て支援課
病児・病後児保育事業	○病後児保育を民間事業者等と連携し、推進します。病児保育は事業実施について検討します。	子育て支援課
土曜日保育の充実	○保護者の勤務形態の多様化に対応するため、保育所の土曜日保育の充実に努めます。	子育て支援課
子育て短期支援事業(ショートステイ)	○保護者の疾病等の理由により、児童の養育が困難となった場合、児童養育施設や里親等で一時的に短期間預かることで、子育て家庭を支援します。	子育て支援課

乳児等通園支援制度	○保育所などに通っていない家庭のこどもを対象に、保育所等施設で、一定時間の預かりを行うことで、集団生活の機会を通じたこどもの成長を支援します。	子育て支援課
保育の質の向上	○保育所の保育の質の向上に努めます。 ○放課後児童クラブ運営基準に基づき、運営及び経理の状況等を定期的に確認し、児童の安全確保と健全な運営を図ります。 ○保育士及び放課後児童クラブ支援員の資質の向上を図るため、必要な研修を積極的に受け、多様化する保育ニーズに応えられるよう努めます。また、町立保育所及び認可保育園の保育士で組織するひまわり保育の会を支援します。	子育て支援課
苦情解決体制の円滑な推進	○保育所における苦情解決体制の円滑な運営を図るとともに、広報誌への掲載及び保育所に制度概要の掲示を行います。	子育て支援課
第三者評価制度の導入の検討	○制度概要の収集及び先進地の資料収集に努め、制度の導入に向け検討します。	子育て支援課

### 基本施策（3）相談・情報提供の充実

こども家庭センターを中心に、妊産婦及び乳幼児等の実情を把握し、妊娠・出産・育児に関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言や保健指導を推進し、子育て家庭を支援します。

#### 【施策】

#### ① オンラインを活用した相談やプッシュ型の情報提供

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
広報活動の推進	○SNSや広報誌、町公式ホームページを通じて、子育てに関する情報発信を推進します。	子育て支援課

#### ② 体罰によらない子育てに関する啓発

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
こども家庭センター 相談支援の充実	○社会全体で体罰によらない子育てについて考え、保護者が子育てに悩んだときに相談できる体制づくりを推進します。	子育て支援課

#### ③ 相談・指導の充実

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
子育て相談・指導の充実	○保護者の子育てに関する不安や悩み等の相談に対し、子育て支援センターの保育士やこども家庭センターの保健師等専門職員が相談相手となり、適切な助言等を行います。	子育て支援課
保育所の活用	○子育て支援センター事業を保育所で実施する等、保育所を有効に活用するとともに、認可保育園では地域交流を促進するため、保育所地域活動事業を支援します。	子育て支援課

## ④ 地域子育て支援センター事業等の推進

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
子育て支援センター事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○寄居・男衾子育て支援センターの事業を充実し、未就園のこどもと子育て家庭を支援します。</li> <li>○認可保育所に併設の子育て支援センター事業の充実を図ります。</li> <li>○土・日曜日の事業実施を検討し、子育て環境の向上を図ります。</li> </ul>	子育て支援課

## ⑤ 母子保健サービスの充実

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
一貫した母子保健システムの充実	○妊娠・出産・育児・就学、児童生徒に至るまで、各成長段階に応じた母子保健サービスの提供に努めます。	健康づくり課
	○妊娠、出産、育児、就学、児童生徒に至るまで、それぞれの段階に必要な母子保健サービスを提供するとともに、情報の一貫管理により、母子保健システムの充実を図ります。	子育て支援課
妊婦訪問・こんにちは赤ちゃん事業の充実(乳児家庭全戸訪問事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生後4か月までの全ての乳児がいる家庭を保健師等専門職員が訪問します。</li> <li>○身体条件や生活環境などの理由により、訪問指導が必要な妊産婦に対し、不安解消を図り、また疾病の予防や早期発見に努めます。訪問では、育児の不安解消と乳児の発達や成長の把握に努めます。</li> <li>○心身の発育・発達状況を確認しながら、その状況に応じた支援を行い、父母の育児不安の解消等に努めます。</li> <li>○産後うつ予防や早期発見のためエジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)により、スクリーニングを実施します。</li> </ul>	子育て支援課
広報・周知活動の推進	○乳幼児健康診査時に子育て支援に関するパンフレットを配布するとともに、相談機関のポスターを掲示するなど、母子保健に関する周知を図ります。	健康づくり課 子育て支援課
妊婦健康診査・産婦健康診査・新生児聴覚検査の実施	○妊婦健康診査等の助成券を交付し、妊婦等の健康管理と経済的負担軽減を図ります。	健康づくり課 子育て支援課

## ⑥ こどもの健やかな発達の促進

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
妊産婦等の喫煙・飲酒防止対策	○母子健康手帳交付時やパパママ学級、乳幼児健診時にパンフレットを配布することにより、妊娠中の飲酒・喫煙が胎児に悪影響を及ぼすことの周知に努めます。	健康づくり課 子育て支援課
20歳未満の喫煙・飲酒防止対策	○20歳未満の喫煙・飲酒防止に対し周知を図ります。	
受動喫煙防止対策の推進	○訪問や乳幼児健康診査時にタバコの有害性に関するパンフレットを配布し、周知を図ります。 ○未成年者の受動喫煙防止を保護者に対し周知を図ります。	健康づくり課 子育て支援課

## ⑦ 不妊治療費等の助成

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
不妊検査費・不妊治療費等の助成	○不妊検査・治療に係る経済的負担を軽減するために、不妊検査費、不妊治療費の一部を助成します。また、不育症検査費の一部を助成します。	健康づくり課 子育て支援課

## ⑧ 子育て支援情報の提供

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
子育て支援情報の充実	○こんにちは赤ちゃん事業や乳幼児健診、担当窓口等において、子育て支援に関するパンフレットを配布するとともに、子育てに関して必要と思われる情報の提供に努めます。	健康づくり課 子育て支援課
子育て支援サービスの一元的な情報収集・提供・利用者への助言	○子育て支援センターにおいて、子育て支援サービスの一元的な情報収集・提供などに努めます。	子育て支援課
インターネットを活用した情報提供	○町公式ホームページやSNS（ソーシャルネットワークサービス）等で子育て支援情報の周知に努めます。	子育て支援課

## ⑨ 子育てガイドブックの配布、内容の充実

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
子育てガイドブックの活用	○子育てに関する情報を盛り込んだ「寄居町子育てガイドブック」を作成し、子育て世代の保護者に配布して、有効活用に努めます。また、ガイドブックの電子版の周知に努めます。	子育て支援課



寄居町「子育てガイドブック」

### 基本施策（4）共働き・共育ての推進

夫婦が等しく仕事や家事、育児を役割分担する「共働き・共育て」を推進するため、育児休業制度の周知を図るとともに、男性の家事・子育ての参画を推進し、楽しく子育てができる環境づくりを目指します。

#### 〔施策〕

#### ① 育児休業制度の強化

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及	○町内の企業を対象に育児休業制度のリーフレットを配布する等、仕事と生活の調和の普及に努めます。	産業振興 企業誘致課
	○妊娠届出時やこんにちは赤ちゃん訪問時に育児休業制度のリーフレットを配布する等、子育て家庭の育児支援を推進します。	子育て支援課

#### ② 長時間労働の是正や働き方改革の促進

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及	○妊娠届出時や妊娠8か月面談時に、長時間労働の是正や働き方改革のリーフレットを配布する等、子育て家庭の育児支援を推進します。	子育て支援課

#### ③ 男性の家事・子育てへの参画の促進、企業の福利厚生の充実

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
子育て世代の男性労働者への働きかけ	○町内の企業を対象に、男性の家事・子育てへの参画の促進、企業の福利厚生の充実のリーフレットを配布する等、子育て家庭の男性労働者への働きかけに努めます。	産業振興 企業誘致課
	○妊娠届出時や妊娠8か月面談時に、男性の育児・子育てへの参画についてリーフレットを配布する等、子育て家庭の育児支援を推進します。	子育て支援課

## ④ 男性の育児休業が当たり前になる社会の実現

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
子育て世代の男性労働者への働きかけ	○町内の企業を対象に、男性の育児休業を促進するリーフレットを配布する等、子育て家庭の男性労働者への働きかけに努めます。	産業振興 企業誘致課
	○妊娠届出時や妊娠8か月面談時に、男性の育児休業を促進するリーフレットを配布する等、子育て家庭の育児支援を推進します。	子育て支援課

## ⑤ 各種講座等の開催

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
家庭教育学級の開催	○小学校の保護者を対象とした講座を開催し、保護者の学習機会の創出やネットワークづくりを推進します。	生涯学習課
すこやか子育て講座の開催	○小学校ごとに未就学児童の保護者を対象とした講座を開催し、保護者の学習機会の創出やネットワークづくりを推進します。	生涯学習課
両親学級(パパママ学級)	○パパママ学級は、妊娠・出産・育児に関する知識の習得及び仲間づくりを目的として継続的に取り組みます。	健康づくり課 子育て支援課
父親対象講座等の開催	○町立子育て支援センターにおいて父親等を対象とした子育て講座を開催します。 ○保育所において保育士体験事業を実施します。	子育て支援課

## ⑥ 女性の職業生活における活躍の推進

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
女性の職業生活における活躍の推進	○子育て中でも始められる在宅ワークの周知を通じ、将来の再就職等に向けた環境づくりを支援します。	産業振興 企業誘致課

## ⑦ 労働者及び就労希望者への働きかけ

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
子育て世代の就労支援	○セミナーや情報の提供など再就職希望者に対する支援を促進します。	産業振興 企業誘致課
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及	○働く場における男女共同参画の推進のため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の考え方の普及に取り組みます。	産業振興 企業誘致課
子育て世代の男性労働者への働きかけ	○子育て世代を対象とした各種事業を通して男性の子育て参加へ働きかけるほか、日々の育児に役立つパンフレットを配布し周知を図ります。	健康づくり課

### 基本施策（5）ひとり親家庭等への支援

離婚・死別や障害等により、母子家庭、父子家庭等のこどもと保護者を対象に、安心して子育てができるよう、経済的支援をはじめ各種制度の周知を図り、ひとり親家庭等の支援を推進します。

#### [施策]

- ① 児童扶養手当等による経済的支援、各家庭の状況に応じた生活支援、子育て支援、就労支援等の適切な実施

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
ひとり親家庭等 経済的支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○離婚や死別、障害等によるひとり親家庭等の保護者を対象に、児童扶養手当を支給し、経済的支援を推進します。</li> <li>○関係機関と連携し、円滑な就労につなげ、経済的自立を支援します。</li> <li>○養育費や生活費等の相談及び情報提供により、ひとり親家庭等を支援します</li> </ul>	子育て支援課

- ② こどもに届く生活・学習支援の推進

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
こどもの居場所等支援事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○つながりの場づくり緊急支援事業や児童育成支援拠点事業により、こどもの日常生活や学習支援を実施し、こどもと家庭の支援を推進します。</li> </ul>	子育て支援課

- ③ プッシュ型による相談支援やワンストップで必要な支援につなげる相談支援体制の強化

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
こども家庭センター 関係機関体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○こども家庭センターを中心に、困難を抱えるこどもと家庭の支援策を検討し、様々な社会資源を活用する等寄り添った支援を実施します。</li> </ul>	子育て支援課

## ④ 安全・安心な親子の交流の推進

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
こども家庭センター 相談支援の充実	○ひとり親家庭等や離婚を考えている子育て家庭の相談に応じ、親子の交流を円滑に進められるよう支援します。	子育て支援課

## ⑤ 養育費に関する相談支援や取り決めの促進強化

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
こども家庭センター 相談支援の充実	○養育費の取り決めや受け取りについて、課題解決策を検討し、ひとり親家庭等のこどもと家庭を支援します。	子育て支援課

## ⑥ ひとり親家庭等の福祉の充実

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
ひとり親家庭等の福祉の充実	○県が実施する母子及び寡婦福祉資金制度やひとり親家庭就学援助制度の普及に努めます。	子育て支援課

## ⑦ 雇用促進及び生活安定の促進

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
雇用の促進	○ひとり親家庭等の就労促進のため、就業相談等への支援を行います。	産業振興 企業誘致課

## 【基本目標4】 「こどもまんなか」やさしさあふれるまち

基本施策（施策の柱）	施策
(1) 子育てを支援する生活環境の整備	① 道路、交通機関等のバリアフリー化推進 ② 子育てに配慮した住宅の普及促進
(2) 子育て支援のネットワークづくり	① 子育てグループ活動への支援 ② 地域の子育て支援の輪の構築 ③ 交流・ふれあいの充実 ④ 民間企業への働きかけ
(3) 計画推進・進行管理体制の整備	① 庁内関係部門との連携 ② 施策・事業の進捗状況の確認 ③ 計画の普及と全庁的な取り組みの促進
(4) 関係機関相互の連携促進	① こども関連組織・団体のネットワーク化促進 ② 庁内関係部門との連携



### 基本施策（1）子育てを支援する生活環境の整備

子育てを支援するバリアフリーのまちづくりは、ハード・ソフト両面で検討する必要があります。子育てを支援する生活環境(子育てバリアフリー環境)の整備と、子育て家庭のゆとりある住宅取得等を促進します。

#### [施策]

#### ① 道路、交通機関等のバリアフリー化推進

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
段差のない歩道の整備促進	○妊産婦や乳幼児を連れた方だけでなくすべての人が、安全に安心して歩ける歩道の整備に努めます。	建設課 都市計画課
公共交通機関のバリアフリー化	○町内各駅のバリアフリー化について、鉄道各社が行うバリアフリー化施設整備に対し、支援します。	都市計画課
福祉のまちづくり条例に基づく整備の促進	○埼玉県が制定している福祉のまちづくり条例に準拠するまちづくりを進めます。	都市計画課

#### ② 子育てに配慮した住宅の普及促進

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
良質な住宅の普及促進	○子育て世帯や若い世代の住宅取得を支援します。	都市計画課
まちなか居住促進補助金の交付	○居住誘導区域内で住宅を取得する子育て世帯を対象に支援します。	都市計画課
住宅改修資金補助制度の推進	○居住用住宅の改修を行う方を対象に補助金を交付し、経済的支援を実施します。	産業振興 企業誘致課
エコハウス推進事業補助金の交付	○自宅に「エコハウス事業」を実施する方を対象に補助金を交付し、子育て家庭を支援します。	生活環境 エコタウン課

## 基本施策（2）子育て支援のネットワークづくり

地域において、子育て支援活動を実施している団体が、相互交流を行い、相互の活動内容や工夫点を学び合い、子育て支援のネットワークを広げることで、安心して子育てできる環境づくりを目指します。

### 〔施策〕

#### ① 子育てグループ活動への支援

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
子育てグループ活動への支援	○地域の子育てに関する相互協力や多世代交流等、積極的に活動する自主保育グループを支援し、相互協力を図ります。	子育て支援課

#### ② 地域の子育て支援の輪の構築

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
地域における子育て支援のネットワーク化	○地域子育て支援センターを中心とする子育て支援のネットワーク化の促進を図るため、町内の子育て支援センターと連携した事業の実施に努めます。 ○赤ちゃんの駅の普及促進やパパ・ママ応援ショップの情報提供を行い、子育て家庭を支援します。	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター事業	○育児支援を受けたい人と育児支援を行いたい人を会員とする組織により、保育所への送迎や一時的な預かり等、育児に関する援助活動を行う事業です。事業の周知を図り、会員数の増加を図ります。	子育て支援課

## ③ 交流・ふれあいの充実

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
子育て支援員の養成	○県で開催する子育て支援のリーダーやサポーターの研修会・講習会に希望者を募り、子育て支援員の養成に対し支援します。	子育て支援課
地域全体で子育て家庭を支える周知の推進	○地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する周知を進めます。	子育て支援課

## ④ 民間企業への働きかけ

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
事業主への働きかけ	○より多くの企業が、子育て支援に関する取り組みについて、働きかけを行います。また、ノー残業デーの導入拡充等による所定外労働時間の削減や育児休暇・休業の促進に関する周知に取り組みます。	産業振興 企業誘致課
積極的に取り組む企業の情報提供の促進	○県作成のパンフレットの配布により、子ども・子育て支援対策に積極的に取り組んでいる企業の登録制度の周知に努めます。	産業振興 企業誘致課

### 基本施策（3）計画推進・進行管理体制の整備

本計画を実効性のあるものとするためには、町が中心となり関係団体等と積極的な連携を図り、本計画に即した推進・支援施策を実施する体制を維持することが必要です。

#### 〔施策〕

#### ① 庁内関係部門との連携

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
スマイルプランにおける事業計画の促進	○この計画に基づいて、こどもや家庭を支援するための各種事業を推進するために、保健・福祉分野の関係部門だけでなく、教育・環境・まちづくりなど、幅広い分野における関係部門との連携を図ります。	子育て支援課

#### ② 施策・事業の進捗状況の確認

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
計画実施状況確認及び報告	○この計画に基づく施策・事業の進捗状況について庁内関係部門へ照会し、子ども・子育て会議において、施策・事業の評価と推進を図ります。	子育て支援課

#### ③ 計画の普及と全庁的な取り組みの促進

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
計画実施状況確認及び報告	○この計画の目標や施策の内容について、広報誌や町公式ホームページ等を活用して、町民へ情報提供し、子育て支援施策・事業の普及に努めます。	子育て支援課

### 基本施策（4）関係機関相互の連携促進

関係機関が一堂に会し、情報交換を行うとともに、共通の認識に立ってそれぞれの役割分担を協議する等、各関係機関が連携しながら早期発見並びに効果的な対応を図ります。

#### [施策]

#### ① こども関連組織・団体のネットワーク化促進

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
こども家庭センター 関係機関体制づくり	○こども食堂等地域福祉ネットワーク協議会を中心に、こどもの貧困対策や居場所づくりを推進します。	子育て支援課

#### ② 庁内関係部門との連携

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
庁内関係部門との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>○要保護児童対策地域協議会における関係機関との連携により、組織的な対応の強化を図ります。</li> <li>○重層的支援体制に係る関係部門と調整し、困難な課題を抱える家庭を支援します。</li> <li>○こどもたちや若者等の意見を尊重し、不登校やひきこもり等困難を抱える家庭の支援策を検討します。</li> </ul>	子育て支援課

## 【基本目標5】 楽しくみんなで成長できる教育・保育を実現するまち (子ども・子育て支援事業計画)

基本施策（施策の柱）	施策
(1) 教育・保育提供地域の設定	① 教育・保育提供地域の設定
(2) 量の見込みと質の確保	① 幼稚園（未移行幼稚園、新制度移行済幼稚園） ② 上記①のうち、幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育） ③ 保育所等 （満3歳以上、保育の必要性あり） （満3歳未満、保育の必要性あり） ④ 延長保育事業 ⑤ 放課後児童健全育成事業 ⑥ 地域子育て支援拠点事業 ⑦ 一時預かり保育事業 ⑧ 病児・病後児保育事業 ⑨ ファミリー・サポート・センター事業 ⑩ 妊婦健康診査 ⑪ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） ⑫ 養育支援訪問事業・要保護児童の対応 ⑬ 子育て短期支援事業（ショートステイ） ⑭ 利用者支援事業（こども家庭センター型） ⑮ 産後ケア事業 ⑯ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑰ 子育て世帯訪問支援事業〔新規〕 ⑱ 親子関係形成支援事業〔新規〕 ⑲ 児童育成支援拠点事業〔新規〕 ⑳ 妊娠等包括相談支援事業〔新規〕 ㉑ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）〔新規〕 ㉒ 利用者支援事業（基本型）
(3) 成果目標	① 成果目標
(4) 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上の取り組み	① 外国につながる幼児への支援・配慮について ② 幼児教育・保育等の質の確保及び向上について

## 基本施策（1）教育・保育提供地域の設定

### ① 教育・保育提供地域の設定

教育・保育サービスの提供区域を全町1区域として設定します。教育・保育提供区域は、町が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定めます。

## 基本施策（2）量の見込みと質の確保

低年齢児保育等の需要への対応及び子どもたちの安全と安心を確保するための施設の改修・改善を図ります。また、幼稚園、保育所等の教育・保育施設等の充実を図り、質の高い教育・保育を提供します。

### ① 幼稚園（未移行幼稚園、新制度移行済幼稚園）

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み A	229	200	200	200	200	200
確保量 B	280	280	280	280	280	280
B-A (余力)	51	80	80	80	80	80

※量の見込みは、町内児童の町内施設及び町外施設の利用人数の合計

※令和5年度実績は、令和6年3月時点の入所児童数

### ② 上記①のうち、幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み A	80	80	80	80	80	80
確保量 B	80	80	80	80	80	80
B-A (余力)	0	0	0	0	0	0

※令和5年度実績は、令和6年3月時点の入所児童数

③ 保育所等

◆満3歳以上、保育の必要性あり◆

保護者の就労などの事由により、保育を必要とする満3歳から小学校就学前までの児童を保育する施設です。

単位：人

		令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	量の見込み (a+b) A	574	566	566	566	566	566
	保育所(a)	568	560	560	560	560	560
	企業主導型保育施設 (地域枠) (b)	6	6	6	6	6	6
確保 方策	確保量 (a+b) B	693	652	652	652	652	652
	保育所(a)	681	640	640	640	640	640
	企業主導型保育施設 (地域枠) (b)	12	12	12	12	12	12
B-A (余力)		119	86	86	86	86	86

※量の見込みは、町内児童の町内施設及び町外施設の利用人数の合計

※令和5年度実績は、令和6年3月時点の入所児童数

※令和7年度の事業量は、令和8年4月1日の施設の利用定員

◆満3歳未満、保育の必要性あり◆

保護者の就労などの事由により、保育を必要とする0歳から2歳までの児童を保育する施設です。

単位：人

		令和5年度 (実績)		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		0歳	1~2歳	0歳	1~2歳	0歳	1~2歳	0歳	1~2歳	0歳	1~2歳	0歳	1~2歳
量の 見込み	量の見込み (a+b+c) A	51	208	51	234	51	234	51	234	51	234	51	234
	保育所(a)	45	190	42	217	42	217	42	217	42	217	42	217
	特定地域型保育事 業(b)	6	13	6	12	6	12	6	12	6	12	6	12
	企業主導型保育施 設(地域枠) (c)	0	5	3	5	3	5	3	5	3	5	3	5
確保 方策	確保量 (a+b+c) B	54	243	51	234	51	234	51	234	51	234	51	234
	保育所(a)	45	225	42	217	42	217	42	217	42	217	42	217
	特定地域型保育事 業(b)	6	13	6	12	6	12	6	12	6	12	6	12
	企業主導型保育施 設(地域枠) (c)	3	5	3	5	3	5	3	5	3	5	3	5
B-A (余力)		3	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※量の見込みは、町内児童の町内施設及び町外施設の利用人数の合計

※令和5年度実績は、令和6年3月時点の入所児童数。

**【教育・保育施設の確保方策の考え方】**

幼稚園及び保育所等の満3歳以上児の利用する幼稚園や保育所施設の確保量は充足しています。

保育所等の満3歳未満の低年齢児は、需要が見込まれるため、低年齢児保育施設の定員を確保し、保育需要に対応していきます。

**④ 延長保育事業**

保育認定を受けたこどもについて、11時間の通常の開所時間外に保育所等の保育を実施する事業です。

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み A	130	200	200	200	200	200
確保量 B	200	200	200	200	200	200
B-A (余力)	70	0	0	0	0	0

**【提供体制、確保方策の考え方】**

延長保育事業については、現在、町立保育所2か所、認可保育園5か所、小規模保育事業所1か所で11時間を超える保育を実施しています。引き続き、現在の提供体制を確保し、保育需要に対応していきます。

**⑤ 放課後児童健全育成事業**

就労等の理由により放課後や長期休暇期間において、保護者が家庭にいない小学校に就学している児童に対し、施設等を利用して適切に学習や遊び、生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。

**放課後児童対策パッケージの目標量等**

これまでの放課後児童クラブや放課後子ども教室の実施状況を踏まえ、学童保育事業団体、教育委員会と子育て支援担当課が連携し、放課後児童クラブや放課後子ども教室の実施について検討します。

■放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量 単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み A	406	540	575	575	575	575
低学年	258	320	335	335	335	335
高学年	148	220	240	240	240	240
確保量 B	435	540	575	575	575	575
B-A (余力)	29	0	0	0	0	0

※令和5年度実績は、令和6年3月時点の在籍児童数

【提供体制、確保方策の考え方】

放課後児童クラブの利用状況や地域の実情を踏まえ、現在の提供体制を確保し、必要に応じて対応を検討していきます。

■一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の達成されるべき目標事業量

放課後児童クラブの利用状況や地域の実情を踏まえ、教育委員会と子育て支援課で検討していきます。

■放課後子ども教室の実施の検討

放課後子ども教室の実施について、放課後クラブの利用状況や地域の実情を踏まえ、教育委員会と子育て支援課で検討していきます。

■放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

教育委員会と子育て支援課で放課後児童対策パッケージに基づき、運営委員会を設置し、先進自治体の先例を踏まえ、検討していきます。

■小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

教育委員会と子育て支援課で放課後児童対策パッケージに基づき、運営委員会を設置し、検討していきます。

■放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と子育て支援課の具体的な連携に関する方策

教育委員会と子育て支援課で放課後児童対策パッケージに基づき、運営委員会を設置し、検討していきます。

■特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

小・中学校、運営事業者及び関係部門の連絡・連携体制を強化し、対応していきます。

■地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る方策

現状の運営状況や今後の必要性を踏まえ、実施について検討します。

■各放課後児童クラブが、放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策

放課後児童クラブの運営や施設管理のほか、職員の研修や処遇改善等について、保護者会、運営事業者及び町で情報共有や連携を図ります。

■各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

運営事業者によるリーフレットの配布やガイドブック、町公式ホームページ等で情報提供し、周知を図ります。

⑥ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

単位：上段 人回（年間の延べ利用組数）、下段 か所数

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み A	5,456 6	6,000 6	6,000 6	6,000 6	6,000 6	6,000 6
確保量 B	5,456 6	6,000 6	6,000 6	6,000 6	6,000 6	6,000 6
B-A (余力)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

【提供体制、確保方策の考え方】

地域子育て支援拠点事業については、現在、町立保育所2か所、認可保育園4か所で実施しています。引き続き、現在の提供体制を確保するとともに、イベントや教室を通じて、こどもと子育て家庭を支援します。また、地域子育て相談機関への拡充について推進します。

## ⑦ 一時預かり保育事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、幼稚園、保育所等において一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

## ■幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

単位：人日（年間の延べ利用人数）

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み A	1,002	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
確保量 B	1,002	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
B-A (余力)	0	0	0	0	0	0

■幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外  
（町立保育所及び認可保育園での一時預かり）

単位：人日（年間の延べ利用人数）

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み A	197	250	250	250	250	250
確保量 B	197	250	250	250	250	250
B-A (余力)	0	0	0	0	0	0

## 【提供体制、確保方策の考え方】

幼稚園における在園児を対象とした一時預かりは、現在、町内の幼稚園や町外の幼稚園等で実施しています。また、幼稚園在園児以外の一時預かりは、町立保育所2か所と認可保育園3か所で実施しています。現在の提供体制を確保するとともに、利用しやすい体制づくりを推進します。

## ⑧ 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、病院・保育所等に敷設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

単位：人日（年間の延べ利用人数）

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み A	36	60	70	80	100	150
確保量 B	750	750	750	750	750	750
B-A (余力)	714	690	680	670	650	600

## 【提供体制、確保方策の考え方】

病児・病後児保育ニーズが高いことから、病後児保育については、施設を確保し、病後児保育事業を推進していきます。病児保育については、調査・研究を行い、実施に向けて検討していきます。

## ⑨ ファミリー・サポート・センター事業

育児支援を受けたい人と行いたい人を会員とする組織により、保育所への送迎や一時的な預かり等、育児に関する援助活動を行う事業です。

単位：人日（年間の延べ利用人数）

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み A	436	500	500	500	500	500
未就学児	185	200	200	200	200	200
就学児	251	300	300	300	300	300
確保量 B	500	500	500	500	500	500
B-A (余力)	64	0	0	0	0	0

## 【提供体制、確保方策の考え方】

今後も依頼会員の増加が見込まれることから、提供体制の確保のため、援助会員の増員と援助活動の質の向上を図るため、援助会員に対する研修の充実に努めます。

## ⑩ 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み A	1,994	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
確保量 B	1,994	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
B-A (余力)	0	0	0	0	0	0

※健診数：1人あたり14回

**【提供体制、確保方策の考え方】**

妊婦の健康管理と経済的負担の軽減を図るため、医師等による健康診査を妊娠中に14回受診できる健康診査受診票を交付しています。今後も現在の提供体制を確保し、実施していきます。

**⑪ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）**

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、乳児の発育状況と産婦の体調確認や子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み A	150	180	180	180	180	180
確保量 B	150	180	180	180	180	180
B-A (余力)	0	0	0	0	0	0

**【提供体制、確保方策の考え方】**

助産師や保健師が対象家庭を訪問し、子育てに関する相談を受け、必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスを提案し、子育て家庭を支援します。今後も現在の提供体制を確保し、実施していきます。

**⑫ 養育支援訪問事業・要保護児童の対応****・養育支援訪問事業**

こんにちは赤ちゃん事業等で把握した養育支援が特に必要な家庭を保健師等専門職員が訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、児童虐待を未然防止し、保護者の適切な養育につなげる事業です。

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み A	55	60	60	60	60	60
確保量 B	55	60	60	60	60	60
B-A (余力)	0	0	0	0	0	0

### ・要保護児童の対応

児童虐待等により、保護者に監護させることが不相当と認められる場合、児童相談所の措置により、その家庭に代わり乳児院や児童養護施設等で養育を行います。

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み A	2	0	0	0	0	0
確保量 B	2	0	0	0	0	0
B-A (余力)	0	0	0	0	0	0

#### 【提供体制、確保方策の考え方】

児童相談所、警察等の関係機関で構成されている要保護児童対策地域協議会等を中心に情報を共有し、要保護家庭の見守りと情報共有に対応していきます。

### ⑬ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により、家庭での養育が一時的に困難となった児童や保護者を対象として、児童養護施設や里親等で短期間の宿泊による支援を実施します。

単位：人日（年間の延べ利用人数）

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み A	17	50	50	50	50	50
確保量 B	17	50	50	50	50	50
B-A (余力)	0	0	0	0	0	0

#### 【提供体制、確保方策の考え方】

保護者の子育て不安や負担の解消に向けて、緊急時の児童等の受け入れ体制を確保し、児童養護施設や里親等の契約施設と連携し、対応していきます。

## ⑭ 利用者支援事業（こども家庭センター型）

母子保健と児童福祉が連携・協働して、すべての妊婦及びこどもとその家庭等を対象として、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談に対応します。保健師等が相談支援を実施するほか、関係機関と連携し、支援策の検討及び支援プランの作成により、総合的に支援します。

単位：か所

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み A	1	1	1	1	1	1
確保量 B	1	1	1	1	1	1
B-A (余力)	0	0	0	0	0	0

## 【提供体制、確保方策の考え方】

子育て世代包括支援センターを令和7年4月からこども家庭センターへと拡充し、利用者支援事業の母子保健型をこども家庭センター型へ移行します。子育て家庭の状況に応じた相談支援や情報提供を推進します。

## ⑮ 産後ケア事業

退院直後からこどもが1歳になるまでの母子を対象に、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後うつの予防及び育児に関する助言により、産後も安心して子育てができるよう支援する事業です。

単位：利用日数

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み A	33	50	50	50	50	50
確保量 B	33	50	50	50	50	50
B-A (余力)	0	0	0	0	0	0

## ⑯ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園等に通園する保護者に対して、世帯所得の状況等により、保護者が支払うべき給食費（副食費）の助成を行います。

**⑰ 子育て世帯訪問支援事業〔新規〕**

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が支援します。家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

単位：人日（年間の延べ利用人数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み A	60	60	60	60	60
確保量 B	60	60	60	60	60
B-A (余力)	0	0	0	0	0

**【提供体制、確保方策の考え方】**

家事支援・育児・養育支援等、保護者に寄り添った支援を実施していきます。

**⑱ 親子関係形成支援事業〔新規〕**

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施します。同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等の支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。実施方法等を検討していきます。

**⑲ 児童育成支援拠点事業〔新規〕**

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行います。児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。実施方法等を検討していきます。

**⑳ 妊婦等包括相談支援事業〔新規〕**

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。（令和6年度までは伴走型相談支援事業として実施）

単位：年間延べ面談実施回数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み A	480	480	480	480	480
確保量 B	480	480	480	480	480
B-A (余力)	0	0	0	0	0

※A 妊娠届出数 160 件×1 組あたり面談回数3回 ※B こども家庭センター305 件+委託助産師等 175 件

### 【提供体制、確保方策の考え方】

妊婦のための支援給付と併せて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図ります。

### ㉑ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）〔新規〕

保育所等に入所していない満3歳未満の乳幼児を対象に適切な遊びや生活の場を与え、乳幼児と保護者を支援する事業です。

単位：必要定員数

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0 歳児	量の見込み A	0	7	7	7	7
	確保量 B	0	7	7	7	7
	B-A (余力)	0	0	0	0	0
1 歳児	量の見込み A	0	5	5	5	5
	確保量 B	0	14	14	14	14
	B-A (余力)	0	9	9	9	9
2 歳児	量の見込み A	0	4	4	4	4
	確保量 B	0	14	14	14	14
	B-A (余力)	0	10	10	10	10

### 【提供体制、確保方策の考え方】

事業実施に向け、調査・検討していきます。

### ㉒ 利用者支援事業（基本型）

妊産婦や子育て家庭を対象に、教育・保育施設や地域の子育て支援施設の相談や情報提供、育児相談等必要な支援のほか、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を実施する事業です。地域子育て相談機関の実施方法等を検討していきます。

### 基本施策（3）成果目標

#### ① 成果目標

第3期寄居町子ども・子育てスマイルプランでは、（1）で設定した教育・保育提供区域ごとに、各年度における（2）の量の見込みに対する確保量を確保するとともに、主に次の成果目標を掲げ、計画の基本目標を達成するため、事業等を積極的に取り組んでいきます。

#### ■保育所の待機児童

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
待機児童数	0人	0人	0人	0人	0人	0人

#### ■放課後児童クラブの待機児童

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
待機児童数	0人	0人	0人	0人	0人	0人

#### ■こども家庭センター（子育て世代包括支援センター）相談件数

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用延べ人数	701人	730人	745人	760人	785人	800人

#### ■病児・病後児保育

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
施設数	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
利用者数（年間延べ人数）	36人	60人	70人	80人	100人	150人

## 基本施策（4）教育・保育等の円滑な利用及び質の向上の取り組み

### ① 外国につながる幼児への支援・配慮について

国際化の進展に伴い、外国につながる幼児の増加が見込まれるため、教育・保育施設や子育て支援施設の利用希望や子育て支援情報の提供を翻訳機器等を活用し、父母等を支援します。

### ② 幼児教育・保育等の質の確保及び向上について

幼児教育・保育の質の確保及び向上の取り組みは、重要な推進方策であることから、次の事項について調査・研究を進めていきます。

- ・ 幼稚園・保育所・認定こども園と小学校等との連携の推進
- ・ 幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の研修及び資質向上
- ・ キャリアパスの構築、処遇改善や労働環境の配慮
- ・ 教育・保育施設等の指導監督・評価の実施
- ・ 教育・保育施設における自己評価・第三者評価等による運営改善
- ・ 幼児教育アドバイザーの育成・配置

## 資料編

### 1 寄居町子ども・子育て会議条例

平成26年3月20日

条例第1号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、寄居町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長として、各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の関係者に対し、資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、子育て支援主管課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附則（令和5年条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 2 寄居町子ども・子育て会議委員名簿（令和6年度）

	区分	推薦団体名
1	子どもの保護者	寄居町PTA連合会 会長
2		保育所保護者 代表
3		保育所保護者 代表
4		放課後児童クラブ 利用者 代表
5	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	寄居町民間保育園連絡会 代表
6		私立幼稚園 理事長
7		放課後児童クラブ 会長
8	子ども・子育て支援に関する学識経験を有する者	寄居町小・中学校長会 代表
9		埼玉県熊谷児童相談所 所長
10		一般社団法人 深谷寄居医師会 寄居地区 医師
11	町長が必要と認める者	民生委員・児童委員協議会 主任児童委員

### 3 寄居町子ども・子育てスマイルプラン策定庁内検討委員会設置要綱

制定 令和6年5月15日  
訓令第9号

#### (設置)

第1条 こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項に規定するこども施策についての計画及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援計画を総合的に定める計画（以下「子ども・子育てスマイルプラン」という。）を策定するに当たり、庁内の関係部署の職員により必要な事項を検討するため、寄居町子ども・子育てスマイルプラン策定庁内検討委員会（以下「庁内検討委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 庁内検討委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 子ども・子育てスマイルプランの策定に関すること。
- (2) 庁内との連絡調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子ども・子育てスマイルプランの策定に必要な事項に関すること。

#### (組織)

第3条 庁内検討委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

#### (任期)

第4条 委員の任期は、子ども・子育てスマイルプランの策定が完了するまでとする。

#### (委員長及び副委員長)

第5条 庁内検討委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、副町長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、子育て支援主管課長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 庁内検討委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員は、前項の会議に出席できないときは、その指名する者を代理で出席させることができる。

#### (関係者の出席)

第7条 委員長は、必要に応じて会議に委員以外の関係者を出席させることができる。

(庶務)

第8条 庁内検討委員会の庶務は、子育て支援主管課において処理する。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、庁内検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則 (令和6年訓令第20号)

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(寄居町子ども・子育て支援事業庁内検討委員会設置要領の廃止)

2 寄居町子ども・子育て支援事業庁内検討委員会設置要領(平成26年寄居町訓令第3号)は、廃止する。

(この訓令の失効)

3 この訓令は、子ども・子育てスマイルプランが策定された日に、その効力を失う。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表 (第3条関係)

職名
副町長
総務課長
総合政策課長
財務課長
子育て支援課長
福祉課長
健康づくり課長
人権推進課長
生活環境エコタウン課長
産業振興企業誘致課長
都市計画課長
教育総務課長
教育指導課長
生涯学習課長

## 4 計画策定の経過

年月日	事項
令和6年 3月4日～3月19日	寄居町子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施 (就学前児童保護者、就学児童保護者、中学生～20歳、 中学生保護者に対する調査)
8月27日	第1回寄居町子ども・子育てスマイルプラン策定庁内検討委員会 【議事】 ・次期寄居町子ども・子育てスマイルプラン(案)について ・寄居町子ども・子育てスマイルプランの策定調書について 他
9月26日	第1回寄居町子ども・子育て会議 【議事】 ・第2期寄居町子ども・子育てスマイルプラン事業進捗状況について ・第3期寄居町子ども・子育てスマイルプラン計画策定について ・保育所利用定員の変更について 他
11月22日 (書面会議)	第2回寄居町子ども・子育てスマイルプラン策定庁内検討委員会 【議事】 ・資料の内容確認
12月 2日	町議会へ第3期寄居町子ども・子育てスマイルプラン(案)の説明
12月20日	町議会から第3期寄居町子ども・子育てスマイルプラン(案)の意見聴取
令和6年12月12日 ～令和7年1月11日	パブリック・コメントの実施
令和7年 1月30日	第2回寄居町子ども・子育て会議 【議事】 ・第3期寄居町子ども・子育てスマイルプラン(案)について 他
2月14日	第3回寄居町子ども・子育てスマイルプラン策定庁内検討委員会 【議事】 ・第3期寄居町子ども・子育てスマイルプラン(案)について 他

## 〔本町のこども施策に関する計画の経緯〕

年月	事項
平成17年3月	寄居町次世代育成支援対策行動計画（前期実施計画）
平成22年3月	寄居町次世代育成支援対策行動計画（後期実施計画）
平成27年3月	寄居町子ども子育てスマイルプラン （寄居町次世代育成支援対策行動計画・寄居町子ども・子育て支援事業計画）
令和2年3月	第2期寄居町子ども子育てスマイルプラン （寄居町次世代育成支援対策行動計画・寄居町子ども・子育て支援事業計画）
令和7年3月	第3期寄居町子ども子育てスマイルプラン （寄居町次世代育成支援対策行動計画・寄居町子ども・子育て支援事業計画・寄居町こども計画・寄居町こども・若者計画・寄居町子どもの貧困対策に関する計画等）

第3期寄居町子ども・子育てスマイルプラン

令和7年3月

発行・編集 寄居町

〒369-1292 埼玉県大里郡寄居町大字寄居 1180 番地 1